

法科大学院

自己点検評価報告書

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

令和5年

上 智 大 学

目次

I. 上智大学法科大学院の概要	3
II. 認証評価	8
III. 自己点検・評価	9
領域1：法科大学院の目的が適切に設定されていること	9
【基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること】	9
【基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること】	9
【基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること】	12
領域2：法科大学院の教育活動等の質保証	13
【基準2-1 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること】	13
【基準2-2 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること】	14
【基準2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること】	15
【基準2-4 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること】	16
【基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること】	16
【基準2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること】	18
領域3：教育課程及び教育方法	19
【基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること】	19
【基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること】	19
【基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること】	19
【基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること】	22
【基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること】	24
【基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること】	25
【基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること】	26
領域4：教育課程及び教育方法	27
【基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること】	27
【基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること】	28
【基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること】	30
領域5：施設、設備及び学生支援等の教育環境	31
【基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること】	31
【基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること】	31

I. 上智大学法科大学院の概要

1 現況

- (1)正式名称:上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻
- (2)所在地:東京都千代田区
- (3)学生数及び教員数(令和5年5月1日現在)
 - 学生数: 71名
 - 教員数: 21名(うち実務家教員5名)

<別添資料>

I-1-01_学生の在籍及び進級・修了の状況

2 沿革

上智大学は1913年、キリスト教ヒューマンイズムを建学の精神として、専門学校令により設立された。さらに1928年、大学令による大学として整備され、戦後の学制改革を経て成長発展を遂げてきた。1966年に大学院法学研究科修士課程を、1968年に同博士課程を増設して、法学の教育・研究体制を充実・強化した。1976年には、大学院学則を改正し、それらは、大学院法学研究科博士前期課程、同博士後期課程に変更された。これらを基盤として2004年、大学院法学研究科に、新たに専門職学位課程として法曹養成専攻を増設し、法科大学院としての教育・研究体制を整えるに至った(以下、同専攻を「上智大学法科大学院」又は「本法科大学院」という)。

3 目的

(1)教育上の目的

本学の大学院学則では、課程の目的を「カトリックの伝統を受け継ぎ、キリスト教ヒューマンイズムを基盤とした能力を養うこと」とし、さらに専門職学位課程の目的を「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」と定めている。

これを踏まえ、本学法科大学院は、司法が21世紀のわが国社会において期待される役割を十全に果たすために、幅広い専門的知識と応用能力を備え、「他者のために他者とともに」考え行動できる豊かな人間性と高い倫理性を持つ法律家を養成することを目的とする。これに加えて、国際関係法と環境法に強い法律家を目指す者に対しては、それにふさわしい教育を行う。

(2)教育理念:具体的に養成されるべき法律家像

上記の教育上の目的に照らして、具体的には次のような法律家の養成を目指している。

①基本的領域について、深い知識と応用能力を有し、人格的にも優れた法律家。

他者を十分理解し、他者のための尽力を惜しまない人間性あふれる法曹の養成を目指す。法科大学院教育は、実務家としての法律の知識や技術の修得が中心となるが、本法科大学院では、学生一人ひとりの人格と個性を尊重し、その与えられた天分を最高度に伸ばす人間教育を重視している。また、学生一人ひとりに、社会に生起する様々な問題に対して広い関心と興味を持たせ、学生が人間や社会のあり方に関する思索を深められる教育を目指

している。

これからの法律家は、新たに生起する法的紛争や問題に対して、単に知識を当てはめ解決するのではなく、事象の本質を見極め、適切な解決のあり方を自ら模索し、他者のために奉仕できる能力を持つことが不可欠である。これは上智大学の教育理念と一致するところでもあり、広い視野と創造的な思考力を持った法曹養成の必要性は大きい。本法科大学院では、中規模校の利点を生かして、個々の学生へのきめ細かい教育を実施すると同時に、学生同士の切磋琢磨や教育科目の多様性を確保することを通じて、この教育理念の実現を図っている。

②国際関係法の分野について、深い知識と応用能力を有する法律家。グローバル化した社会において活躍できる人材。

本法科大学院では、グローバルな法的視点・国際性を身につけさせる教育を目的の一つとしている。

これからの社会は、多様な価値観を持った人々が豊かで安全な生活を送ることができ、国際的にも開かれた自由な共生社会でなければならない。本法科大学院における教育は、このような社会において、これを支え推進する法律家を育てることも狙いとしている。

③環境法の分野について、深い知識と応用能力を有する法律家。21世紀に必要とされる環境法を駆使できる人材。

本法科大学院では、近年、国内のみならず地球規模で深刻化する環境問題の法的解決を考える教育を目的の1つに据えている。21世紀には、グローバルな規模で発生する環境問題をめぐる複雑な利害関係を適切に解決するために、専門的知識と行動力を持った人材が不可欠である。本法科大学院は、環境問題に強い法曹を養成するために、環境法政策、環境訴訟や自然保護法など、数多くの環境法科目を展開している。

4 特長

本法科大学院の特長は、以下の4点である。

第1に、上智大学は、キリスト教ヒューマニズムに基づく人間形成を建学の精神としているが、このような上智大学の基調にある理念は、本法科大学院の特長となっている。上智大学の教育理念である「他者のために、他者とともに」(For Others, With Others)の精神に則って、社会の多様な課題を隣人とともに解決できる人材を育成することは、本学の教育の根幹をなす。本法科大学院は、真に社会正義を目指し、崇高な目標のために努力を惜しまない法律家を養成する教育を行う。

第2に、本法科大学院は、学生入学定員が標準コース20名、短縮コース20名となっており、1学年40名という中規模校である。中規模校であるがゆえに、学生のニーズをふまえた授業科目を提供でき、学生たちは、少人数のクラスで互いに議論し合い、切磋琢磨することで、学力向上が期待できる。また、教員と学生との距離が近く、一人ひとりの学生に対して教員・先輩等がきめ細かい指導を行う体制を構築できる。

第3に、本法科大学院は、四ツ谷駅前というきわめて交通至便の場所に設置されている。この好立地を生かし、数多くの優秀な実務家教員(非常勤も含む)の出講が可能となっており、実務科目の充実とともに、理論と実務の架橋を意識した研究者教員と実務家教員の協働活動を有効に行うことができる。

第4に、本法科大学院は、上智大学法学部に存置されている国際関係法学科及び地球環境法学科で培ってきた教育実績・研究業績等を生かして、国際、環境を特長としている。もともと上智大学は、国際性豊かな教育を理念としていたが、1980年にわが国ではじめて国際関係法学科を法学部に設置した。また、同学部には、1997年にわが国ではじめて地球環境法学科が設置され、さらに2005年には独立大学院として地球環境学研究所が開設されている。

このような実績をもとに、本法科大学院では、国際関係法、環境法に特に力を入れて、カリキュラム等の充実を図っている。具体的には、日本を代表する涉外法律事務所と協力して「国際仲裁・ADR」等の特長ある科目を展開し、将来国際的に活躍できる人材の育成を目指している。また、環境法関連科目はきわめて豊富に提供され、学外専門家を招いた講演会などを含めた環境法教育の充実度は、国内随一といえることができる。

5 3つのポリシー

(1) カリキュラム・ポリシー

本専攻では、教育目標を実現し、学生が修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示された素養を身につけるために、以下のとおり教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めます。

○教育課程編成の考え方

・以下の5つの柱に即してカリキュラムを構築します

- (1) 法律基本科目については、基礎、応用、演習の3つのステップで段階的な履修を可能とするカリキュラムを設定するとともに、段階に応じて法的な問題を解決する能力を涵養する科目を配置します。また、少人数で多方向的な討議を重視した教育を行います。
- (2) 理論と実務の架橋を目指し、多様な実務家との協働のもとで、理論教育で得た知識を実践に活かす能力が段階的に涵養されるよう、実務科目を設置します。
- (3) 法曹としての強い責任感と高い倫理観が備わるよう、法曹倫理を必修科目とします
- (4) 法の理念、法が社会で果たす役割についての理解を深める科目を設けます
- (5) 先端的な法領域を含む、多様な法分野についての科目を選択科目として設けます。なかでも本学の建学の理念、教育精神に立脚した国際的の法分野、環境法分野に関する先端的な科目を充実させます。

○学修内容及び学修方法

・上記の考え方に沿って、具体的な学習過程の設定、学修方法の選択を行うにあたっては、以下の方針に則って行います。

- (1) 学修の進行は、理論的な性格の強い科目から実務的な性格の強い科目に移行するように設定します。理論的な科目については、大きな流れとして法律基本科目からスタートし、隣接科目、展開・先端科目へと比重が移るように科目を配置します。
- (2) 理論科目については、「基礎」、「応用」、「演習」を重層的に配置するとともに、基礎、応用段階においても、事例を用いた法的問題を解決する能力を養う科目を設置します。
- (3) 実務科目についても、基礎的な科目から実践的な科目に比重が移行するように科目を設定します。
- (4) 学修方法は科目の特性により、講義、演習、実習などのさまざまな形式をとりますが、基本的に双方向・他方向性を重視します。ただし、法律基本科目のうち「基礎」にお

いては基本的な知識を蓄積することに主眼を置きつつ一定の双方向性を確保することを基本とします。

○学修成果の評価方法

- ・各科目の単位認定は、各科目が設定した到達目標に到達し、次のステップに進めるかどうかを絶対基準で評価し合否を決定します。到達目標に到達したと認められる学生については、本専攻の定める成績評価基準に従って相対的に評価します。
- ・実習科目など、一部の科目については上記と異なる評価方法をとることがあります。この場合も、設定された到達目標に到達したかどうかを絶対基準で評価して合否を決定することには変わりはありません。

(2) ディプロマ・ポリシー

教育目標

○上智大学法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）は、「他者のために、他者とともに」という上智大学の教育精神に則り、さまざまな社会の課題に法の専門家として取り組む意欲をもった、高度な専門性と、世界の人々とともに歩む「隣人性」と「国際性」を兼ね備えた法曹を養成するための教育を目指します。

上記の教育目標を達成するために、修了認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定めます。

○以下の要件を充足していること

- (1)各学年において、所定の科目の単位を含む所定の単位数を修得し、所定の成績基準を満たすとともに、各学年（最終学年を除く）の進級試験に合格していること
- (2)本専攻に所定の年限在籍し、所定の科目群から定められた科目を含む所定の単位数を修得したうえで前項の成績基準を満たしていること

○以下の素養を身につけた学生であること

- (1)裁判官、検察官、弁護士をはじめとする法律家として社会で幅広く活躍できる専門的知識、思考力および技能を身につけていること
- (2)高い倫理感と、専門家としての強い責任感を備えていること
- (3)キリスト教ヒューマニズムを基盤として、人類普遍の価値である、人権の尊重、国際的協調、環境問題解決への関心を持ち、これら課題について理解し、問題解決についての専門的な知識を有し、議論をする力を身につけるとともに、物事の本質を見極めることができる智を備えること
- (4)先端的な法律問題についての知見を有し、問題解決に繋がる応用力を有すること
- (5)専門的知識に加え、幅広い知的好奇心とそれを生かすコミュニケーション能力を備え、高い実務対応能力を有する法律家として活躍する力を身につけていること

(3-1) アドミッション・ポリシー

本課程は、次のような資質を持つ学生を求めています。

1. 「法務博士」取得後に、法律家として、社会に貢献する明確なヴィジョンと意欲のある学生

2. 「他者のために、他者とともに」 (for Others, with Others) という本学の教育理念を理解し、キリスト教ヒューマニズムを基礎に持った法律家として社会に貢献できる学生
3. 上智の校章、校歌にもある「Lux Veritatis (真理の光)」の理念、要請に応じられる、勢いにおもねらない、物事の本質を見極めることができる智を備えた真の法律家になる意思と素養を持った学生

(3-2) アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係

- ・ 1の「法律家として、社会に貢献する明確なビジョンと意欲のある学生」については、志望動機に関するステートメント、および面接試験で審査する。
- ・ 2の「『他者のために、他者とともに』 (for Others with Others) という本学の教育理念」は、他者すなわち多様性の尊重、そしてグローバル化を要請する (上智大学HPの教育理念 参照)
 - (1) 多様性の尊重については、「入学選抜者の基本方針」3のとおり、書類審査や面接試験を通じ、他分野での専門的学習の成果や社会人経験を正當に評価し、他学部卒や社会人について、入学定員の3割を下回らないように選考している。また、任意に提出された各種資格の証明書類についても、正當に評価している。
 - (2) グローバル化については、「入学選抜者の基本方針」4のとおり、外国語特別枠を設け、提出された証明書にもとづき、外国語能力を正當に評価している。
- ・ 3の「『他者のために、他者とともに』 (for Others with Others) という本学の教育理念を理解し、キリスト教ヒューマニズムを基礎に持った法律家として社会に貢献できる学生」かどうかについては、志望動機に関するステートメント、および面接試験で審査する。
- ・ 3の「上智の校章、校歌にもある「Lux Veritatis (真理の光)」の理念、要請に応じられる、勢いにおもねらない、物事の本質を見極めることができる智を備えた真の法律家になる意思と素養を持った学生」かどうかについては、出願書類として提出された大学の成績証明書を審査する他、次のとおり審査を行う。
 - (1) 標準コース (未修者枠) では、一般論述試験、社会問題に関するステートメント、および面接試験での社会問題に関する質問を通じて、理解力・論理的思考力・分析力・表現力を問う。
 - (2) 短縮コース (既修者枠) では、5科目 (憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法) の法律論文試験を通じて、基本法律科目の基礎的知識の習得および法的思考力・分析力・表現力を審査し、社会問題に関するステートメントおよび面接試験を通じて、理解力・論理的思考力を問う。
 - (3) 本学法科大学院との連携協定に基づく5年一貫型特別選抜では、連携協定で定められた厳格な基準および細則に依拠して作成された学部提出の報告書にもとづき、5科目の基本法律科目 (憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法) に関する既修者と同等の基礎的知識の習得、および法的思考力・分析力・表現力を審査し、面接試験を通じて、理解力・論理的思考力を問う。
 - (4) 開放型選抜および学部3年生特別選抜では、3科目 (憲法・民法・刑法) の法律論文試験を通じて、基本法律科目の基礎的知識の習得、および法的思考力・分析力・表現力を審査し、社会問題に関するステートメントおよび面接試験での社会問題に関する質問を通じて、理解力・論理的思考力を問う。

(3-3) 入学者選抜の基本方針

- (1) 公平性、開放性、多様性を確保する。

- (2) 大学での学業成績、社会経験、外国語能力を正当に評価し、人間性を十分に考慮して選考する。
- (3) 他学部卒・社会人については、(2)の方針に従い、入学定員40名中3割を下回らないよう選考する。
- (4) 特に優れた外国語能力を有する者について、外国語特別枠を設けて、積極的に評価する。

II. 認証評価

本法科大学院は、2023年3月の大学改革支援・学位授与機構による認証評価に際し、「令和4年度実施法科大学院認証評価評価報告書」により、同機構が定める法科大学院評価基準に適合していないとの評価結果を受けた。

これを受け、令和5年度に法科大学院認証評価追評価を受審している。

Ⅲ. 自己点検・評価

1 領域1：法科大学院の教育活動等の現況

【基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること】

【分析項目1-1-1】

法科大学院の目的が適切に設定されていること

本報告書「I. 上智大学法科大学院の概要-3 目的」に記載のとおり、適切に設定されている。

また、「教育研究上の目的および人材養成の目的」を、「将来法曹（裁判官・検察官・弁護士）の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする。」と定めている。

以上から、基準1-1を満たしている。

【基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること】

【分析項目1-2-1】

大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること

本法科大学院の必置専任教員数は下記のとおりである。

入学定員：40人（収容定員120人）

必置専任教員数：12人以上（うち専属専任教員数2人以上、兼務可能専任教員数10人以内）

令和5年5月1日現在、本法科大学院の教員数は下記のとおりであり、大学院設置基準等各設置基準及び告示を満たし、必要な教員の配置を行っている。

専任教員：21人（うち専属専任教員14人（研究者教員9人、実務家教員4人、実務家みなし教員1人）、兼務可能専任教員7人）

兼担教員：17人

兼任教員：42人

また、主要授業科目の担当状況は以下のとおりである。

【法律基本科目】

基礎科目（11科目） 専任教員が7科目、兼担教員が4科目を担当

応用科目（26科目） 専任教員が12科目、兼担教員・兼任教員が6科目、専任教員と兼担教員・兼任教員の共同開講が8科目

【法律実務基礎科目】

「法曹倫理」 専任教員が担当

「訴訟実務基礎（民事）」 兼任教員（派遣裁判官）が担当

「訴訟実務基礎（刑事）」 専任教員が担当

<別添資料>

1-2-1-01_開設授業科目一覧 (2023年度)

<特記事項>

・専任教員の性別、年齢別内訳は下記のとおりである。

男性：18名（85.7%） 女性：3名（14.3%）
 35～44歳：4名（19%） 45～54歳：9名（42.9%） 55～64歳：6名（28.6%）
 65歳以上：2名（10%）

・実務家教員5名は、それぞれ裁判官（1名）、検察官（1名）、弁護士（3名）の実務経験を5年以上有している。うち、法務省派遣検察官1名はいわゆる「みなし専任教員」であるが、実務家教員数の3分の2を超えない人数におさまっている。さらに当該教員は、1年に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教授会構成員として教育課程の編成その他の法科大学院の組織運営に責任を負う者に該当する。

専任教員一覧

	分類	職名	教員名	専門分野
1	研・専	教授	岩下 雅充	刑事訴訟法
2	研・専	教授	越智 敏裕	環境法
3	研・専	教授	小山 泰史	民法
4	研・専	教授	土田 亮	商法
5	研・専	教授	永下 泰之	民法
6	研・専	教授	原 強	民事訴訟法
7	研・専	教授	巻 美矢紀	憲法
8	研・専	准教授	佐藤 結美	刑法
9	研・専	准教授	早川 咲耶	商法
10	実・専	教授	朝山 芳史	刑事法
11	実・専	教授	岩崎 政孝	刑事法
12	実・専	教授	対木 和夫	商法
13	実・専	准教授	宍戸 博幸	民事実務・ 刑事実務
14	実・み	教授	小林 俊彦	刑事法
15	専・他	教授	北村 喜宣	環境法
16	専・他	教授	桑原 勇進	環境法
17	専・他	教授	田頭 章一	民事訴訟法
18	専・他	教授	筑紫 圭一	環境法・行政法
19	専・他	教授	照沼 亮介	刑法
20	専・他	教授	富永 晃一	労働法
21	専・他	教授	森下 哲朗	国際取引法

[分析項目1-2-2]

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「教授会等」という。）及び専任の長が置かれ、必要な活動を行っていること

法科大学院教授会は、「法科大学院（法学研究科法曹養成専攻）教授会内規」第7条において、「原則として毎月第2水曜日に開催する。ただし8月と9月は開かないことができる。」と定めており、前年度は定例10回の開催があった。

法科大学院教務委員会は、「教務委員会規程」第3条において、「会議は、必要のつど委員長が招集する。」と定めており、前年度が定例10回の開催があった。

専任の長は「上智学院職制」第8条に専攻主任の職位を置くことが定められており、法科大学院に必要な活動を行っている。

なお、「上智大学法学研究科法曹養成専攻の呼称についての取扱要領」により、法曹養成専攻主任の呼称を法科大学院長とすることが定められている。令和4年度および5年度の法科大学院長は、巻美矢紀教授であった。

[分析項目1-2-3]

法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること

本学では、各専攻の予算申請を財務システムに入力することで意見の上申に代え、予算額の示達を以って各専攻の希望に対する回答に代えている。当該年度についても、前述のとおり上申した結果、必要な経費が予算配分された。

[分析項目1-2-4]

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること

本学では、全学的な事務部署と法科大学院に固有な事務部署とが協力して、教育・研究の職務を補助している。全学の担当部署として、教学関係は学事センター、学生関係は学生センター、法科大学院図書室は図書館、入試関係は入学センター、施設設備関係は環境整備グループなどがある。

学事センター内の一組織として、法曹養成専攻（法科大学院）事務室には、専任職員1名、嘱託職員2名のほか、法学部・法科大学院共通の管理職1名と、法学部・法科大学院共通の臨時職員1名が配属され、法科大学院の事務を行っている。

このほか、法科大学院・法学部共同のPD・RAが1～2名程度配置されており、リーガルクリニックの補佐など教育補助を担当している。

以上のとおり本法科大学院では、管理運営を行うための適切な事務体制の整備、職員の適切な配置がなされている。

<別添資料>

1-2-4-01_事務組織図（学校法人上智学院事務局組織規程 別表1）

[分析項目1-2-5]

管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること

全学的なスタッフ・ディベロップメントとして、下表のとおり活動を実施した。

研修会等の名称	主催	実施内容・方法（年・月）	対象者	法科大学院からの参加者数
新任教職員対象ハラスメント防止研修	総務局総務グループ	2022年5月実施。学外講師より、ハラスメントの基礎知識（定義等）、心	■役員 ■教員 ■事務	受講必須者1名中 1名参加

		構え、言動の留意点、事例等に関する講演を行った。	職員	
パワー・ハラスメント防止研修	総務局総務グループ	2022年12月実施。学外講師により、パワー・ハラスメントの基礎知識（定義等）、具体的な指導方法の例示、言動の留意点等に関する講演を行った。	■事務職員	受講必須者 1名中 1名参加
創立記念プログラム	総務局総務グループ	上智大学の創立記念日である11月1日に下記2つのコンセプトに基づく6つの研修プログラムを実施し、教職員は1つを選択して参加する。 ①教職員が先哲に感謝を捧げ、建学の精神への思いを起す。 ②上智の理解、帰属意識、教職員同士の相互理解を促す。	■役員 ■教員 ■事務職員	17名

以上から、基準1-2を満たしている。

【基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること】

[分析項目1-3-1]

法令により公表が求められている事項を公表していること

別添資料のとおり公表を行っている。

<別添資料>

1-3-1-01_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

[分析項目1-3-2]

法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

別添資料のとおり公表を行っている。

<別添資料>

1-3-2-01_法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧

以上から、基準1-3を満たしている。

2 領域 2 : 法科大学院の教育活動等の質保証

【基準 2-1 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること】

【分析項目 2-1-1】

法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること

本法科大学院では、法科大学院長の下、自己点検評価・FD 委員会の主導により、各小委員会が自己点検・評価を実施している。

主要な体制は下表のとおりである。

確認すべき要素	法科大学院における状況	根拠規定
自己点検・評価の実施に責任を持つ組織	自己点検評価・FD 委員会	上智大学法科大学院自己点検評価・FD 委員会規程 3 条 1 項 上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程第 3 条
自己点検・評価の実施にかかる責任者の役職名	自己点検評価・FD 委員会委員長	上智大学法科大学院自己点検評価・FD 委員会規程 2 条 2 項
教育課程、入学者の受入れ、施設設備、学習支援等について責任を持つ組織と自己点検・評価の責任者との連携状況	○教育課程 (責任を持つ組織) 教務委員会 (連携の状況) 教務委員会会議に自己点検評価・FD 委員会副委員長が出席。2023 年度現在、自己点検評価・FD 委員会委員長以外の自己点検評価・FD 委員会委員のメンバーはすべて教務委員会委員を兼務 ○入学者の受入れ (責任を持つ組織) 入試・広報委員会 (連携の状況) 2023 年度現在、入試・広報委員会副委員長は自己点検評価・FD 委員会委員を兼務 ○施設設備、学習支援等 (責任を持つ組織) 学生生活委員会 (連携の状況) 学生生活委員会委員長が教務委員会メンバーを兼務。	教務委員会規程 1 条、4 条 入試・広報委員会規程 1 条、4 条 学生生活委員会規程 1 条、4 条

<別添資料>

2-1-1-01_法科大学院各小委員会・WG 所掌事項

<特記事項>

本学連携法曹基礎課程（法学部法曹コース）と本法科大学院における教育の連携の向上を図るため、法科大学院および法学部教員をメンバーとした法曹養成連携協議会を設置している。

また、本学法学部および本法科大学院の法学・法曹養成教育を連携して行うため、関係事項について、包括的に審議することを目的とし、法学部・法科大学院教育検討ワーキンググループを設けている。同ワーキンググループの活動状況は、定期的に行われる合同教授会において報告を行っている。

[分析項目 2-1-2]

教育課程連携協議会が設けられていること

学外者を含む下記の委員により、教育課程連携協議会を設け、年に1回定例会議を開いている。令和4年度は、令和5年2月22日に開催し、認証評価結果への対応状況や、新カリキュラムの実施状況に関して、点検・評価を目的とした意見交換がなされた。

なお、同協議会で述べられた意見は、院長及び自己点検評価・FD委員会を通じ、教授会等において関係委員会に伝達されている。

2023年度教育課程連携協議会委員

委員長：原 強（上智大学法学研究科法曹養成専攻教授）

委員（五十音順）：

酒巻 匡（早稲田大学大学院務研究科 教授）

宍戸 常寿（東京大学大学院法学政治学研究科）

田中 俊平（長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士）

日吉 由美子（大洋総合法律事務所 弁護士）

以上から、基準 2-1 を満たしている。

【基準 2-2 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること】

[分析項目 2-2-1]

自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること

「上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程」に基づき作成する自己点検・評価報告書の項目を、法科大学院認証評価における項目と一致させており、適切に設定されているといえる。またこれにより、5年に一度の認証評価に際し、直近の複数年間の自己点検・評価結果を容易に参照できる。

<別添資料>

2-2-1-01_上智大学法科大学院自己点検・評価チェックリスト

[分析項目 2-2-2]

自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること

自己点検・評価に当たっては、根拠となる具体的かつ客観的なデータや資料を必ず参照している。参照資料の形式の具体例としては、別添資料 I-1-01「学生の在籍及び進級・修了の状況」等が挙げられる。

<特記事項>

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」においては下記のような指標を設け、機能強化構想調書により、毎年具体的かつ客観的な分析を実施している。

- ・未修者司法試験単年度合格率 30%（修了後 1 年以内 20%）
- ・未修者標準修業年限修了率 50%
- ・共通到達度確認試験の未修 1 年次生の受験者のうち、合計点で 6 割以上の得点を獲得した受験者の割合が 60%
- ・司法試験単年度合格率 40%（修了後 1 年以内 30%）
- ・標準修業年限修了率 75%
- ・ADR ワークショップ単年度参加大学・参加者 10 校・60 名
- ・環境法プログラム履修証取得者 20 名（累計）
- ・エコロジー・ロー・セミナー（B・C）申込者数 350 名（累計）

[分析項目 2-2-3]

自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること

本法科大学院は、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育力の抜本的強化を機能強化構想のひとつに掲げている。KPI には「未修者の司法試験合格率」「未修者の標準修業年限修了率」「共通到達度確認試験の未修 1 年次生の受験者のうち、合計点で 6 割以上の得点を獲得した受験者の割合」を含めており、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果の分析は、継続的に行われている。

<特記事項>

本法科大学院では、2019 年度の入学者より、共通到達度確認試験で一定の点数を得ることを進級の要件としている。これにより、未修者の学生が進級する際に、当該年次で身に着けるべき知識等を確実に習得させるとともに、無理なく進級後の年次での学修に取り組むことができるような教育システム作りを目指している。

カリキュラムの面では、法学未修者の導入科目である「法学実務基礎 A」「同 B」を未修 1 年次の必修科目としている点、未修コースの修了要件に法律基本科目の選択必修科目 2 単位履修を含めている点が、未修者教育の充実を意図したものの例として挙げられる。

また、2023 年 4 月に未修者支援ワーキンググループを設置し、現行の未修者教育の成果分析、改善策の検討、教授会への報告および提案を行っている。

以上から、基準 2-2 を満たしている。

【基準 2-3 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること】

令和 4 年度法科大学院認証評価において、大学改革支援・学位授与機構より、基準 2-3 を満たしていない旨の指摘を受けた。これを受け、本法科大学院は令和 5 年度に同機構による法科大学院認証評価追評価を受審している。

[分析項目 2-3-1]

修了者（在学中に司法試験を受験した在学生を含む。）の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること

令和 5 年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目 2-3-2]

修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目 2-3-3]

修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること
令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

以上のとおり報告した結果を勘案し、基準 2-3 を満たしていると自己評価する。

【基準 2-4 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること】

[分析項目 2-4-1]

教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること

各小委員会およびワーキンググループにおいて、それぞれの所掌事項に関する自己点検・評価が適宜なされる。分析結果の報告や改善の提言は教務委員会や教授会に上申され、検討される。実施した取組の効果の検証は小委員会で行われ、結果は再度上位会議体に報告される、というサイクルで実施されている。これらの自己点検・評価の結果を各年度でまとめたものが本冊子であり、これは自己点検評価・FD委員会の主導のもとに作成されている。

なお、自己点検評価の実施体制については、「上智大学法科大学院自己点検・評価に関する規程」および「上智大学法科大学院自己点検評価・FD委員会規程」により定めている。また、教務委員会等の各小委員会規程において、自己点検評価を所掌事項として明文化している。

<別添資料>

(再掲) 2-1-1-01_法科大学院各小委員会・WG 所掌事項

以上から、基準 2-4 を満たしている。

【基準 2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること】

[分析項目 2-5-1]

教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること

教員の任用及び昇任に関して、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績の基準並びに評価の方法等を「法科大学院教員選考基準」、「専任教員選考手続要領」において定めており、適切に実施している。

令和5年度は、専任教員（実務家みなし教員）1名、兼任講師3名の新規採用があった。昇任は該当者がいなかった。

【分析項目 2-5-2】

法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること

「上智学院教員評価規程」を定め、専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施している。

令和4年度を対象年度とした評価では、法科大学院における評価対象者は8名であり、教員活動推進奨励手当支給対象者は該当がなかった。

【分析項目 2-5-3】

授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること

学生による授業評価アンケートを学期の中間期および学期末に実施。アンケート結果をFD関係の会議体で共有し、授業改善に活用するとともに、学生からの意見や要望に対して、組織として回答を行っている。

また、各学期に教員による授業参観（オープン授業）を実施している。教員の視点からの授業評価を受けることで気付きを得ると同時に、参観者側にとっても、自身の授業方法を再考する契機となっている。

上記の他にも、モデル授業に関する講演会や、論文指導検討会等の企画を行っている。また学生からの意見聴取の機会として、各学期末の意見交換会や、担任面談等がある。

FDに関する会議体としては、科目分野別に行われる分野別FD会議、分野別FDからの報告共有やフィードバック、法科大学院全般に関わる課題検討等を実施する全体FD会議、非常勤講師も交えた包括的な情報共有および課題検討の場であるFDミーティングが組織されている。

取組	主催	実施内容・方法（年・月）	参加者数
授業評価アンケート （2022年度秋学期）	自己点検評価・FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度秋学期実施（前半：10/24～11/12、後半：12/19～1/14）。 ・科目履修者に、オンライン教学支援システム（Loyola）を用いてのアンケート回答（無記名）依頼をしている。 ・アンケート結果をもとに授業改善が成されるよう、実施時期を学期半ばに設定しているが、後半の授業期間のみ実施される科目については、上記の「後半」の期間にアンケートを行う。 	延べ27科目、263人
FDミーティング （2022年度秋学期）	自己点検評価・FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年12月14日オンライン実施。 ・授業アンケートの結果を確認し、オンライン授業に関する学生の意見・要望等を伝え、授業の進め方等につき意見交換をした。 ・2021秋、2022春の成績評価資料 	専任教員32人 （内非常勤2人）

		を共有、厳格・適正な評価についての注意喚起を行った。	
オープン授業 (2022年度秋学期)	自己点検評価・FD委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年10月31日(月)～11月19日(土)実施 ・オープン授業の期間を設定し、授業の相互見学を実施している。時間帯等により参観が偏ることもありうるため、割当表による割当も行っており、参観した者については、報告書の提出を求めている。 ・割当科目：民事訴訟法B、自然保護法、商法基礎、民法基礎Ⅲ、民事訴訟理論と実務 	4人
2023年度のFD活動については、追評価資料にて別途報告済			

[分析項目2-5-4]

法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること

年に3回程度開催するチューター会議にて、下記のようなテーマで報告や意見交換を実施している。これにより、教員と、担任補佐およびチューター（いずれも司法試験に合格した本学修了生）との間で、学生の教育・指導の方向性を確認、共有し、教育支援者・補助者の質の維持、向上を図っている。

- ・各学年の学生の学習状況について
- ・司法試験の受験状況について
- ・学生の成績状況について
- ・長期休暇期間中の指導プログラムについて
- ・就職の状況について

令和4年度には、6月8日、9月14日、2月17日に会議が実施された。令和5年度は、6月14日に第一回会議を開催済である。

以上から、基準2-5を満たしている。

【基準2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること】

[分析項目2-6-1]

締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

以上のとおり報告した結果を勘案し、基準2-6を満たしていると自己評価する。

3 領域3：教育課程及び教育方法

【基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること】

[分析項目3-1-1]

学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること
令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

以上のとおり報告した結果を勘案し、基準3-1を満たしていると自己評価する。

【基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること】

[分析項目3-2-1]

①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-2-2]

教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

以上のとおり報告した結果を勘案し、基準3-2を満たしていると自己評価する。

【基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること】

[分析項目3-3-1]

法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること

修了要件について定めた「上智大学大学院学則」、「上智大学法科大学院履修規程」、「上智大学大学院授業科目の編成及び単位数に関する細則」に則り、別添資料のとおり適切に授業科目を開設している。

<別添資料>

3-3-1-01_2023年度開講科目担当表(履修要綱より抜粋)

<特記事項>

(1) 2022年度から2023年度へのカリキュラム移行時の主な変更点は下記のとおりである。

・2023年度は、いわゆる「法曹コース」制度の導入とこれに伴う在学中受験制度の創設・司法試験実施時期の変更に対応した新カリキュラムの完成年度であり、法律基本科目の3年次生対象の科目を追加するとともに、旧カリキュラム科目の削除を実施した。

- ①追加科目：「公法総合Ⅰ」（1単位）、「公法総合Ⅱ」（1単位）、「民事法総合Ⅰ」（2単位）、「民事法総合Ⅱ」（2単位）、「刑事法総合Ⅰ」（1単位）、「刑事法総合Ⅱ」（1単位）、「法学実務演習ⅢA」（1単位）、「法学実務演習ⅣA」（1単位）、「法学実務演習ⅢB」（1単位）、「法学実務演習ⅣB」（1単位）
- ②削除科目：「公法（総合）」（2単位）、「民事法（総合）」（2単位）、「刑事法（総合）」（2単位）

・新旧のカリキュラム履修者が混在している現況に対応するため、2022年度に限り開講していた春・秋両学期に開講していた法律実務基礎科目の「訴訟実務基礎（刑事）」春学期開講分を削除した。

・新カリキュラム整備のため、法律実務基礎科目の「ビジネス法基礎」を削除した。

(2) 法情報調査及び法文書の作成に関する教育については、下記のとおり行っている。

①法情報調査については、未修、既修コースの別なく入学時に全員に対して録画教材を用いたオンデマンドガイダンスを実施し、法令、判例、雑誌論文等の検索の仕方、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法律学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させている。

②法的文書の作成の基本的技能を修得させる教育として、入学時のガイダンスにおいて、修了生弁護士による「法文書作成」のオンデマンド講座（動画教材）を提供し、既修コースの入学時には受講を義務付けている（未修コース生の受講は任意）。また、法律実務基礎科目群に「法律文書作成の基礎」を設け、2019年度から未修コース1年次の必修科目（1単位）としている。既修コースについては選択科目として履修が可能である。

(3) 研究者教員と実務家教員が共同で担当する「法学実務基礎A」「同B」を法律基本科目に設け、未修1年次生の必修科目としている。法律実務家に必須の思考力、分析力、表現力、法的な文書作成能力を養い、特に純粋未修者が早期の段階で法実務の感覚を掴む機会の強化をはかっている。

(4) 展開・先端科目には、社会経済法系（甲群）、国際関係法系（乙群）、環境法系（丙群）の3つの区分があり、各群1単位以上（計12単位）の履修を修了要件とすることで、特定分野に過度に履修が偏ることのないようにしている。なお、これは2017年度法科大学院認証評価における指摘を契機に改善をはかったものである。

他方、本学の特徴である充実した環境法系科目のラインナップを生かし、所定の環境法系科目を履修した学生には「環境法プログラム履修証」を授与し、その専門性を証する制度を設け、学修のインセンティブ強化をはかっている。

(5) 本学法科大学院では、早稲田大学大学院法務研究科および日本大学大学院法務研究科と、相互科目履修による学生交流を行っており、この制度により履修した単位を選択科目として修了認定時に算入している。

なお、2022年度の交流実績は下記のとおりである。

【派遣】

早稲田大学大学院 科目名：「子供と法」 1名

【受入】

早稲田大学大学院 科目名：「LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS」 1名

[分析項目 3-3-2]

法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること

別添資料のとおり、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程を編成している。

なお、この編成方針については、カリキュラム・ポリシーにも定めている。

<別添資料>

3-3-1-01_ (再掲) 2023 年度開講科目担当表 (履修要綱より抜粋)

3-3-2-01_2023 年度カリキュラムマップ

3-3-2-02_2023 年度カリキュラムツリー

3-3-2-03_法律基本科目 (基礎) 「憲法基礎」シラバス

3-3-2-04_法律基本科目 (応用) 「憲法」シラバス

[分析項目 3-3-3]

法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること

カリキュラム・ポリシーにおいて、理論的な科目については、大きな流れとして法律基本科目からスタートし、隣接科目、展開・先端科目へと比重が移るように科目を配置し、実務科目についても、基礎的な科目から実践的な科目に比重が移行するように科目を設定する旨を定めており、別添資料のとおり、実際にそのように編成をしている。

<別添資料>

3-3-1-01_ (再掲) 2023 年度開講科目担当表 (履修要綱より抜粋)

3-3-2-01_ (再掲) 2023 年度カリキュラムマップ

3-3-2-02_ (再掲) 2023 年度カリキュラムツリー

[分析項目 3-3-4]

展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法 (公法系) 及び国際関係法 (私法系) の全てを開設するよう努めていること

別添資料のとおり、全てを開設している。

<別添資料>

3-3-1-01_ (再掲) 2023 年度開講科目担当表 (履修要綱より抜粋)

[分析項目 3-3-5]

当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること

当評価書「I. 上智大学法科大学院の概要_3 目的_ (2) 具体的に養成されるべき法律家像」で述べたような法曹の養成を目指し、別添資料のような授業科目を展開している。

<別添資料>

3-3-2-01_ (再掲) 2023 年度カリキュラムマップ

3-3-2-02_ (再掲) 2023 年度カリキュラムツリー

<特記事項>

・法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目とは別に、学生が特に関心を抱くテーマにつき、担当教員の指導の下に研究を深め、論文としてまとめることを内容とする「自主研究・論文作成」を3年次秋学期の選択科目として設けている。学問的な関心を喚起し、研究の水準を満たすために必要な技法を修得させる狙いがある。なお、2022年度には履修者はいなかった。

[分析項目3-3-6]

各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること

各授業科目のシラバスに明記されているとおり、到達目標は段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準であり、各科目はそれに適した授業内容を実施している。

<特記事項>

上記に加え、基本7法（憲法・民法・刑法・行政法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）については、それぞれに到達目標を設け、本法科大学院ウェブサイト上で公開している。

[分析項目3-3-7]

段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること

「上智大学法科大学院履修要綱」において、標準配当表等により、段階的かつ体系的なカリキュラム設定がされていることを明示している。

また、特定の主要科目の履修前に単位修得を義務付ける前提科目制や、学年の進級制を設け、段階的な学修が確実になされるための仕組みを構築している。

<別紙資料>

3-3-7-01_標準配当表（履修要綱より抜粋）

3-3-1-01_（再掲）2023年度開講科目担当表（履修要綱より抜粋）

3-3-7-02_進級要件（履修要綱より抜粋）

3-3-7-03_前提科目一覧（履修要綱より抜粋）

<特記事項>

上記に加え、毎年度「コース別学習到達度目安」および「ロードマップ」を策定し、学生に法律基本科目の学習の道筋と手がかりをモデルとして示している。

「コース別学習到達度目安」は、法律基本科目（憲法・民法・刑法・商法・行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法）につき、各学期の授業およびその内容・到達目標を、コース別に一覧表として示すものである。

「ロードマップ」は、各コースにおいて、学習のプロセスにおいてどのような学習の機会・ツールが用意されているかを示すもので、年度始めに新生に配布される。

なお、ここでいうコースとは、Aコース（在学中受験予定者）・Bコース（修了後受験予定者）を指している。

以上から、基準3-3を満たしている。

【基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること】

[分析項目3-4-1]

授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-2]

授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-3]

授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-4]

同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-5]

各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものとなっていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-6]

1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-7]

各授業科目の授業期間が、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-8]

履修登録の上限設定の制度（CAP制）が設定され、関係法令に適合していること
令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-4-9]

早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

なお、本学にはいわゆる「飛び入学者」の受験は認めているが、夜間コースおよび長期履修のための特別な履修制度は設けていない。また、これまでに他の法科大学院からの転入学者を受け入れた実績はない。

以上のとおり報告した結果を勘案し、基準3-4を満たしていると自己評価する。

【基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること】

[分析項目3-5-1]

成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-5-2]

成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-5-3]

成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-5-4]

追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-5-5]

成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-5-6]

法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

[分析項目3-5-7]

他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること

令和5年度法科大学院認証評価（追評価）自己評価書および別添資料により、報告している。

以上のおり報告した結果を勘案し、基準3-5を満たしていると自己評価する。

【基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること】

[分析項目3-6-1]

法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること

修了要件については、本法科大学院の目的、学位授与方針および法令に則した内容で、「上智大学大学院学則」および「上智大学法科大学院履修規程」において定めている。

具体的には、以下のとおりである。

(1) 標準コース【2021年度以降入学】

下記、①②③④の条件すべてを満たすこと。

① 在学年数3年以上

② 修了要件単位数

必修 67 単位

選択必修 28 単位

(総合科目 4 単位)

(法律基本科目 2 単位)

(法律実務基礎科目 6 単位)

(基礎法学・隣接科目	4 単位)
(展開・先端科目	12 単位)
選択	5 単位
合 計	100 単位

- ③ GPA 要件 各年次（第1学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない
- ④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

(2) 短縮コース【2022年度以降入学】

下記、①②③④の条件すべてを満たすこと。

- ① 在学年数2年以上
- ② 修了要件単位数

必修	33 単位
選択必修	26 単位
(総合科目	4 単位)
(法律実務基礎科目	6 単位)
(基礎法学・隣接科目	4 単位)
(展開・先端科目	12 単位)
選択	5 単位
合 計	64 単位

- ③ GPA 要件 各年次（第2学年～第3学年）のGPAが1.8を下回らない
- ④ 法律基本科目以外の単位を、31単位以上修得している

[分析項目3-6-2]

修了要件を学生に周知していること

修了要件は、上智大学法科大学院履修要綱および本法科大学院ウェブサイトにより、学生に周知している。

[分析項目3-6-3]

修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること

修了の認定は、修了要件に則し、「上智大学学位規程」に沿って組織的に実施している。

以上から、基準3-6を満たしている。

【基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること】

[分析項目3-7-1]

法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること

本法科大学院の専任教員の授業負担は、概ね適正な範囲にとどめられている。

[分析項目3-7-2]

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること

「上智大学教員特別研修制度に関する規程」および「上智大学教員在外研究規程」に則り、下表のとおり研究専念期間の取得が行われた。

年度	研究専念期間を取得した教員数	実施状況(期間を含む)
令和4年度	4	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度秋学期および2022年度春学期2名 ・2022年度秋学期および2023年度春学期2名（うち1名在外研究）

以上から、基準3-7を満たしている。

4 領域4：学生の受入及び定員管理

【基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること】

【分析項目4-1-1】

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること

別添資料のとおり、「アドミッション・ポリシー」において、入学者に求める適性及び能力を明確にしている。

<別添資料>

4-1-1-01_「アドミッション・ポリシー」および「アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係」

【分析項目4-1-2】

学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること

別添資料のとおり、「アドミッション・ポリシー」および「アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係」において、明確にしている。

<別添資料>

4-1-1-01_（再掲）「アドミッション・ポリシー」および「アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係」

【分析項目4-1-3】

法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること

別添資料のとおり、「アドミッション・ポリシー」および「アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係」において、明示している。

<別添資料>

4-1-1-01_（再掲）「アドミッション・ポリシー」および「アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係」

以上から、基準4-1を満たしている。

【基準 4-2 学生の受入が適切に実施されていること】

[分析項目 4-2-1]

学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること

本法科大学院は、入試全般に係る業務を行うための責任ある組織として入試委員会を設置し、委員長の指揮の下、作題、試験実施の各小グループによる総合的な体制をとり、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む）について遺漏なきことを期している。

2023 年度入学試験の選抜方法は、下表のとおりであった。

入学者選抜の種類	選抜方法	入学者選抜要項等の記載ページ
一般選抜入試	法学未修者：小論文試験、面接試験 法学既修者：論文式試験（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）、面接試験	2023 年度上智大学 法科大学院入試要項 12～13 ページ
学部 3 年次生特別選抜入試	論文式試験（憲法・民法・刑法）、面接試験 （既修者認定試験：商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）	2023 年度上智大学 法科大学院入試要項 12～13 ページ、20 ページ
法曹コース（開放型）特別選抜入試	論文式試験（憲法・民法・刑法）、面接試験 （既修者認定試験：商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）	2023 年度上智大学 法科大学院入試要項 12～13 ページ、20 ページ
法曹コース 5 年一貫型特別選抜入試	面接試験	2023 年度上智大学 法科大学院法曹コース 5 年一貫型特別選抜 入試要項 6 ページ

<特記事項>

・標準コース一般選抜入試は、大学での学業成績証明書等の出願書類、小論文試験の成績、面接試験での評価を総合的に判断した上で合否判定を行っている。2019 年度入試より、「法科大学院全国統一適性試験」に代わり論理的思考力を問うため、面接試験において、社会問題に関する口頭試問を行い、その中で考え方の柔軟性や人間性についても十分に考慮している。また、2020 年度入試からは、論理的思考力などの評価をより厳格なものにするため、必須提出書類としてのステートメントにつき、志望動機などに関する従来のものに加え、関心のある社会問題について具体的に記述させることとし、それにもとづいた口頭試問を面接時に追加している。

・短縮コース一般選抜入試は、大学での学業成績証明書等の出願書類、法律論文試験（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）の成績、面接試験での評価を総合的に判断した上で合否判定を行っている。法律試験科目は行政法を除いた 6 法であるが、これは受験生、とりわけ現役学部生の負担を考慮しての対応である。行政法を除外しているた

め、短縮コースの入学者にも、法律基本科目（基礎科目）である「行政法基礎」を標準コース入学者と同様に必修科目としている。

・学部3年次生特別選抜は、特に優れた学業成績を有する学部3年次生を対象に、法律論文試験について憲法・民法・刑法の3科目で合否を判定する制度で、2020年度入試から実施している。合格者が短縮コースに入学するためには、入学前年度の2月までに、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法について、本学が実施する既修者認定試験に合格することが必要である。

・いわゆる法曹コース生を対象とした入試は、本法科大学院との協定先以外の大学を含む法曹コース生向けの開放型特別選抜と、協定先である本学法学部の法曹コース生に向けた5年一貫型特別選抜を設けている。開放型は、上記学部3年次生特別選抜と同様の選抜方法で合否判定および既修者認定を行う。5年一貫型は、大学の学業成績等出願書類と面接試験での評価の総合判断で合否判定を実施している。

・入試問題の作問に先立ち、法科大学院教授会において「入試問題・「出題の趣旨」作成にあたっての留意点」を資料配布し、本学法学部の定期試験問題との重複や類似した傾向の出題を避けること等の注意喚起を行った。さらに、短縮コースの法律論文試験については、「短縮コース（既習者枠）入試および開放型選抜・学部3年生特別選抜入試の出題にかかる申し合せ」に沿った出題とするよう、周知した。

また、標準コースの試験問題は法律学の知識及び能力の到達度を図るものとはせず、この点は大学院案内パンフレットや試験問題冊子上で、志願者にも明示している。

・入試実施当日について、滞りなく試験を遂行するため、試験監督には当日の業務の流れや留意点を記した実施要領を配付した。

面接試験実施にあたっては、面接官向けの実施要領を配付し、面接手順、留意点を共有し、評価には共通の採点シートを用いることで、公正性を担保できるよう組織的に取り組んでいる。

・本法科大学院では、法学部以外の学部卒業者および社会人経験者（過去において2年以上にわたり定職に就いた経験のある者）が、入学定員40名中3割を下回らないよう選考に努めている。この方針のため、就業者の受験に配慮し、入学試験実施日を年3回設け、全て土日祝日に実施している。また、本学が養成を目指す法曹像に合致する社会人経験、取得資格を評価するほか、外国語特別枠を設定し、特に優れた外国語能力を有する志願者への優遇措置を設けている。これらの施策により、社会人や法学部以外を専門とする者など多様な人材が受験可能となるよう配慮している。

なお、2023年度入学者の状況は下表のとおりであった。

性別	入学者数	内社会人	社会人割合	内他学部出身	他学部出身割合	内社会人又は他学部出身	社会人又は他学部出身割合
男	15	5	17.24%	8	27.59%	9	31.03%
女	14						
合計	29						

・身体機能の障がいや疾病等により受験および就学に際して特別な配慮を必要とする受験生には、事前の申し出に沿い、車椅子の持ち込み対応、座席位置の配慮、試験時間の延長等、可能な限りの対応を行う用意がある。

・以上の入学試験に関する情報は法科大学院入試要項により周知しており、本学ウェブサイト上から閲覧が可能である。入学試験過去問および出題の趣旨についても、同サイト上で公表している。

また、各入試日程の出願期間前後に、本学主催の入試説明会を年3回開催した。近年は参加者の利便性を勘案し、説明会は対面とオンラインのハイフレックス方式により実施している。

【分析項目4-2-2】

学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること

入試実施の中心を担う入試・広報委員会は、法科大学院の入試制度の改善等に関する事項を審議することもその職務として規定されている。同委員会からの分析報告、提言は、教務委員会や教授会にて検討、審議され、入学者選抜の改善に役立てられている。

なお、円滑な情報共有のため、入試・広報委員会の委員は教務委員会委員を兼務している。

<特記事項>

入試・広報委員会からの提言が入学者選抜の改善に役立てられた具体例として、面接時の口頭試問内容の見直しが挙げられる。

以上から、基準4-2を満たしている。

【基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること】

【分析項目4-3-1】

在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと

令和5年5月1日現在の在籍者数は71名で、収容定員である120名を上回っていない(定員充足率約59%)。

【分析項目4-3-2】

収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること

令和5年5月1日現在の、収容定員に対する在籍者数の割合は約59%(在籍者数71名/収容定員120名)であり、おおむね適正と評価された令和4年度の認証評価における割合(約51%)とさほど変わりがなかった。

令和5年度入学定員に対する実入学者数の割合は約72%(実入学者数29名/入学定員40名)であり、適正でないと言われる50%を上回っている。

また、競争倍率は約3.25倍で、2倍を上回っている。

[2023年度入試実施状況]

種別	入学定員【a】(人)	志願者数(人)	受験者数【b】(人)	合格者数【c】(人)	入学者数【d】(人)	競争倍率(未修、既修別)【b/c】	競争倍率【b/c】	定員充足率【d/a】
標準	20	93	80	26	18	3.077	3.256	0.725
短縮※1	20	76	57	17	11	3.353		
学部3年次特別	若干名	2	2	0	0	0		
法曹コース(開放型)※2	(2)	2	1	0	0	0		
合計	40	173	140	43	29	-		

※1 短縮コースには、法曹コース5年一貫型特別選抜の結果を含む。

※2 法曹コース(開放型)の定員は、短縮コース定員の内数。

以上から、基準4-3を満たしている。

5 領域5：施設、設備及び学生支援等の教育環境

【基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること】

【分析項目5-1-1】

法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用していること

令和4年度法科大学院認証評価において、法科大学院の運営に必要な施設・設備が法令に基づき整備され、有効に活用されていると評価され、かつ、その後に施設・設備等に関して特段の変更がない。

以上から、基準5-1を満たしている。

【基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること】

【分析項目5-2-1】

履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること

入学予定者を対象とし、入学前の2月～3月に、入学予定者説明会および導入セミナーを実施している。入学予定者説明会では、本学の教員から、カリキュラムや法律基本科目6科目(憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法)の学習方法に関するガイダンスを行っている。導入セミナーは、「法学実務基礎」の担当講師でもある本法科大学院修了生の弁護士より、自身の在学中の経験と現在の法曹生活を踏まえて、学生生活の心構え(勉強方法)や法的三段論法と論文の書き方等、法科大学院での学習を進めるうえで必須といえる知識の伝達を図っている。なお、当セミナーは標準コースと短縮コースに分けて実施している。

これらの行事と並行して、入学前学習に推奨される参考書の紹介や、動画教材の提供を行い、入学後のスムーズな学習開始を支援している。

さらに入学直後の新入生対象ガイダンスでは、履修指導や学生生活案内に加えて、弁護士、検察官、裁判官の実務経験を有する実務家教員がそれぞれの法曹実務に関する講演を

行うことで、学生が目指す法曹像を描きやすくし、モチベーションを高めることを企図している。

在学生に対しては、各学期末にガイダンスを実施し、履修上の注意点やカリキュラムの確認、相談や支援の体制に関するリマインド等を行っている。このガイダンス内では意見交換の時間も設けており、学生からの要望をヒアリングする場としても機能している。

個別の学習支援としては、教員のオフィスアワーを利用した個別相談、教員アドバイザー（担任・副担任）の配置、担任補佐の配置、自主ゼミへのチューター派遣が挙げられる。教員アドバイザー制度は、本法科大学院の教員が担任・副担任となり、入学から司法試験受験資格喪失まで、定期的に面談を実施し、学生の状況を把握しつつ指導を行うものである。担任補佐は本法科大学院修了生からなり、専任教員からなる担任教員と同様に、学生からの学習相談に応じ、指導を行う制度である。チューターもまた本法科大学院修了生が担当し、学生の希望に応じて自主ゼミでの助言、指導を行う。また、チューターを講師とし、授業のフォローアップや、進級試験対策等、様々なテーマでオープンゼミを実施している。

また、上記の個別学習支援の多くは、修了生も対象者に含まれている。

前述のとおり、学習相談や学習支援には司法試験合格者である修了生からの多大な協力を得て実施しているが、これは本法科大学院 OB・OG の組織であるソフィア・ロースクール会および上智法曹会のバックアップにより実現しているものである。

<特記事項>

・学習支援の実施状況は下表のとおりであった。

	2022 年度秋学期	春期休暇	2023 年度春学期
担任補佐の配置	39 名に配置	—	37 名に配置
自主ゼミへのチューター派遣	4 グループに派遣	3 グループに派遣	9 グループに派遣

・法学未修者への履修指導

法律学を全く学んだ経験のない学生のために、導入教育の充実をはかっている。入学前には、入学予定者説明会において各法律基本科目の概要説明を実施するとともに、入学前学習（自習）用のオンデマンド教材等の提供を行っている。

入学後には、法律学の入門科目として1年次に必修科目として開設されている「法学実務基礎 A」（春学期開講）・「法学実務基礎 B」（秋学期開講）がある。憲法・民法・刑法の事例や判例を題材とした文書作成、答案添削、質疑応答や議論などをつうじて、法律実務家として必要な分析力・論理構成力・文章力や法的知識などの技能を身につけることを到達目標としている。

さらに未修者対象科目として、秋学期開講の「民法基礎演習」がある。同科目は、春学期の民法基礎Ⅰ、および民法基礎Ⅳ、秋学期の民法基礎Ⅱの授業内容を前提とした演習科目であり、初学者が学修にあたりその内容を理解することが比較的難しいと思われる事項や今後の学修における応用発展問題の基礎となる問題、また、広く実力の涵養に資するであろうと思われるテーマを取り上げて検討することにより、民法総則、物権法、および債権法上の各種制度や条文について、その趣旨・要件・効果、これら諸制度や条文の相互関係についての理解を深めることを企図している。

・法学既修者への履修指導

短縮コースの入学試験では、行政法を除く公法系、民事系、刑事系の法律基本科目 6 科目の受験が課されている。これに合格して法学既修者として入学した学生は、1年次に配当されている法律基本科目（基礎科目）のすべてを修得済みとして扱われる。（なお、

「行政法基礎」は、入学試験時に除外しているため、法学既修者も履修しなければならない。))

法学既修者に対しては、入学前に前述の導入セミナーにおいて、基本法律科目の入学後の高度な授業内容にスムーズに臨めるようにその導入編の授業を実施している。

また、入学時のガイダンスにおいて、2年次以降に配当されている法律基本科目（応用科目）、法律実務基礎科目のほか、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の位置づけについて説明し、法科大学院での学修の全体像をイメージできるような指導を行っている。

・修了後の学習支援

教員アドバイザー制度や自主ゼミへのチューター派遣制度は修了後も利用が可能である点は分析項目 5-2-1 本文でも述べたとおりであるが、その他の学習支援として、研修生制度がある。在学中のGPA等の一定要件を満たす修了生が研修生の資格を得ると、自習のための研修室や個人用ロッカーの利用等が可能となる。また、教学支援システムTKCの修了後利用料を本学法科大学院が負担する制度を実施している。

【分析項目 5-2-2】

学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること

全学的な学生相談総合窓口（なんでも相談窓口）が設けられており、法科大学院生も利用可能である。相談内容に応じて下記のような専門部署に振り分けを行い、相談・助言を実施する体制を整備している。

括弧内の数字は、2022年度の法科大学院生からの相談件数である。

- ・ウェルネスセンター：心身の健康相談（10件）
- ・学生センター：学生生活や経済支援の相談（0件）
- ・キャリアセンター：就職・進路に関する相談（0件）

法科大学院独自の体制としては、分析項目 5-2-1 で述べた教員アドバイザー制度、担任補佐制度が挙げられる。

<特記事項>

・本学学生のための総合的なキャンパスガイドブックである『ソフィアンズ・ガイド』を毎年刊行している。前述の学生相談総合窓口の紹介のほか、施設ガイドや各種手続きの方法、キャンパスルール等、特に新生に有用となる情報を掲載しているため、入学直後のガイダンスで当冊子について全学的に案内をしている。

・学生センターにより、全学生を対象とした『奨学金案内』を毎年刊行し、奨学金制度の詳細を案内している。本学独自の奨学金としては以下の①・②、さらに本法科大学院独自のものとして③～⑤がある。

①上智大学大学院新入生奨学金

本法科大学院を第一志望として受験し合格した者の中で、経済的理由により入学が困難で、大学の成績が優秀な者に対して、学資金の一部として入学年度の授業料相当額、授業料半額相当額、授業料1/3相当額のいずれかを給付する。

②上智大学修学奨励奨学金

学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由により学業継続が困難と認められる者に、学資金の一部として授業料相当額、授業料半額相当額、授業料1/3相当額のいずれかを給付する。

③上智大学篤志家奨学金

(フランシスコ・スアレス奨学金/ソフィア LAW ファンド奨学金)

フランシスコ・スアレス奨学金は、大学の成績及び入学試験の成績が優秀かつ、将来において様々な社的要請に貢献できる優秀な法曹にいたる見込みのある者に、入学年度の授業料相当額、授業料半額相当額のいずれかを給付するものである。

ソフィア LAW ファンド奨学金は、学業成績優秀で明確な進路目標を持つ法学部及び法科大学院の学生を対象に支給するものである。

④上智大学法科大学院法曹コース特別奨学金

本学法学部法曹コースに在籍し、本法科大学院に進学を許可された者のうち、極めて優秀かつ在学中の司法試験合格を目指す者を対象に、標準修業年限内を給付期間として授業料相当額を給付する。

⑤上智大学法科大学院在学生特別奨学金

大学の成績が優秀かつ、将来国内外の様々な社的要請に貢献できる優秀な法曹に至る見込みのある在学生に、授業料相当額、授業料半額相当額のいずれかを給付する。

<別添資料>

5-2-2-01_奨学金受給実績 (2022-2023)

・奨学金以外の経済支援策として、休学者や修了延期者を対象とした学費減免措置、提携先金融機関や信販会社による教育ローンがある。

<別添資料>

5-2-2-02_法科大学院学費および減額措置について

・障がいのある学生には、本人からのヒアリングをもとに適切な修学支援を検討し、実施する全学的な体制が整備されている。

2022年度の法科大学院における支援として、小テストおよび定期試験においてPCによる回答作成の許可があった。

・就職支援については、前述のキャリアセンターのほか、企業法務担当者との交流会や、法科大学院生に特化した求人情報の提供等、法科大学院独自の取り組みも行っている。また、正課科目として開設している「エクスターンシップ」および「リーガルクリニック」により、学生が法律実務の一端に触れ、進路選択の判断材料を得る機会を提供している。

[分析項目 5-2-3]

各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること

全学的なハラスメント相談窓口が学内および学外に設けられており、法科大学院生も利用可能である。

「上智学院ハラスメント防止等に関する規程」の下、ハラスメント防止のための研修の実施、ハラスメント防止啓蒙パンフレットの作成と配布等と毎年行い、組織的な対策を行っている。

2022年度は、法科大学院生からのハラスメント相談は0件であった。

以上から、基準 5-2 を満たしている。

学生の在籍及び進級・修了の状況

2017年度から2022年度入学者の、2022年度末までにおける学生の在籍及び進級・修了の状況は次の通りである。

[標準コース]

2017年度入学者標準コース(入学者14名、標準修業年限修了率57.1%、2022年度末時点中退率42.9%)

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2017年度末	9	4	—	13	1	14
2018年度末	8	3	—	11	2	13
2019年度末	0	1	8	9	2	11
2020年度末	1	0	0	1	0	1
2021年度末	0	1	0	1	0	1
2022年度末	0	0	0	0	1	1
2017年度入学者(2022年度末)			在学0、修了8	退学6	14	

2018年度入学者標準コース(入学者12名、標準修業年限修了率41.7%、2022年度末時点中退率33.3%)

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2018年度末	6	5	—	11	1	12
2019年度末	8	1	—	9	2	11
2020年度末	1	2	5	8	1	9
2021年度末	1	0	2	3	0	6
2022年度末	0	1	0	1	0	1
2018年度入学者(2022年度末)			在学1、修了7	退学4	12	

2019年度入学者標準コース(入学者29名、標準修業年限修了率24.1%、2022年度末時点中退率51.7%)

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2019年度末	14	11	—	25	4	29
2020年度末	14	3	—	17	8	25
2021年度末	1	8	7	16	1	17
2022年度末	1	3	3	7	2	9
2019年度入学者(2022年度末)			在学4、修了10	退学15	29	

2020年度入学者標準コース(入学者16名、標準修業年限修了率12.5%、2022年度末時点中退率43.8%)

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2020年度末	8	4	—	12	4	16
2021年度末	5	5	—	10	2	12
2022年度末	4	3	2	9	1	10
2020年度入学者(2022年度末)			在学7、修了2	退学7	16	

2021年度入学者標準コース（入学者名13名、2022年度末時点中退率61.5%）

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2021年度末	3	7	—	10	3	13
2022年度末	2	3	—	5	5	10
2021年度入学者（2022年度末）			在学5、修了—		退学8	13

2022年度入学者標準コース（入学者13名、2022年度末時点中退率7.7%）

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2022年度末	9	3	—	12	1	13
2022年度入学者（2022年度末）			在学12、修了—		退学1	13

〔短縮コース〕

2017～2019年度入学者短縮コース生は、2022年度在学者なし

2020年度入学者短縮コース（入学者11名、標準修業年限修了率72.7%、2022年度末時点中退率18.2%）

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2020年度末	9	0	—	9	2	11
2021年度末	0	1	8	9	0	9
2022年度末	0	0	1	1	0	1
2020年度入学者（2022年度末）			在学0、修了9		退学2	11

2021年度入学者短縮コース（入学者4名、標準修業年限修了率75%、2022年度末時点中退率0%）

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2021年度末	3	1	—	4	0	4
2022年度末	1	0	3	4	0	4
2021年度入学者（2022年度末）			在学1、修了3		退学0	4

2022年度入学者短縮コース（入学者12名、2022年度末時点中退率8.3%）

	進級者	原級留置	修了者	小計	年度内の退学者	合計
2022年度末	9	2	—	11	1	12
2022年度入学者（2022年度末）			在学11、修了—		退学1	12

基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

分析項目1-2-1 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼任及び兼任教員を配置していること

【分析の手順】

- ・教育上主要と認める授業科目の定義を確認し、該当する授業科目への専任の教授又は准教授の配置状況（該当する授業科目数、そのうち専任の教授又は准教授が担当する科目数、専任の講師が担当する科目数）を確認する。
- ・教育上主要と認める授業科目への専任の教授・准教授の担当に関しては、実際に授業を担当しない場合でも、専任の教授又は准教授が授業の内容、実施、成績に関して責任を持っている場合は、その授業科目を分析項目の状況に準ずるものとして分析することが可能

基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること

分析項目3-4-1 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること

【分析の手順】

- ・授業の内容及び方法等が、大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に対して明示されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い授業方法を基本としつつ、例えば法律基本科目の基礎科目においては、基礎的な学識を涵養するために適切な方法で授業が実施されていることを確認する。

分析項目3-4-4 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること

【分析の手順】

- ・法律基本科目において同時に授業を行う学生数が50人を超える授業科目がある場合は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなっていることを確認する。
- ・同時に授業を行う学生数が極めて少ない授業科目がある場合は、当該授業科目の教育効果が十分に上げられるものとなっていることを確認する。

分析項目3-4-5 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めに則したものであること

【分析の手順】

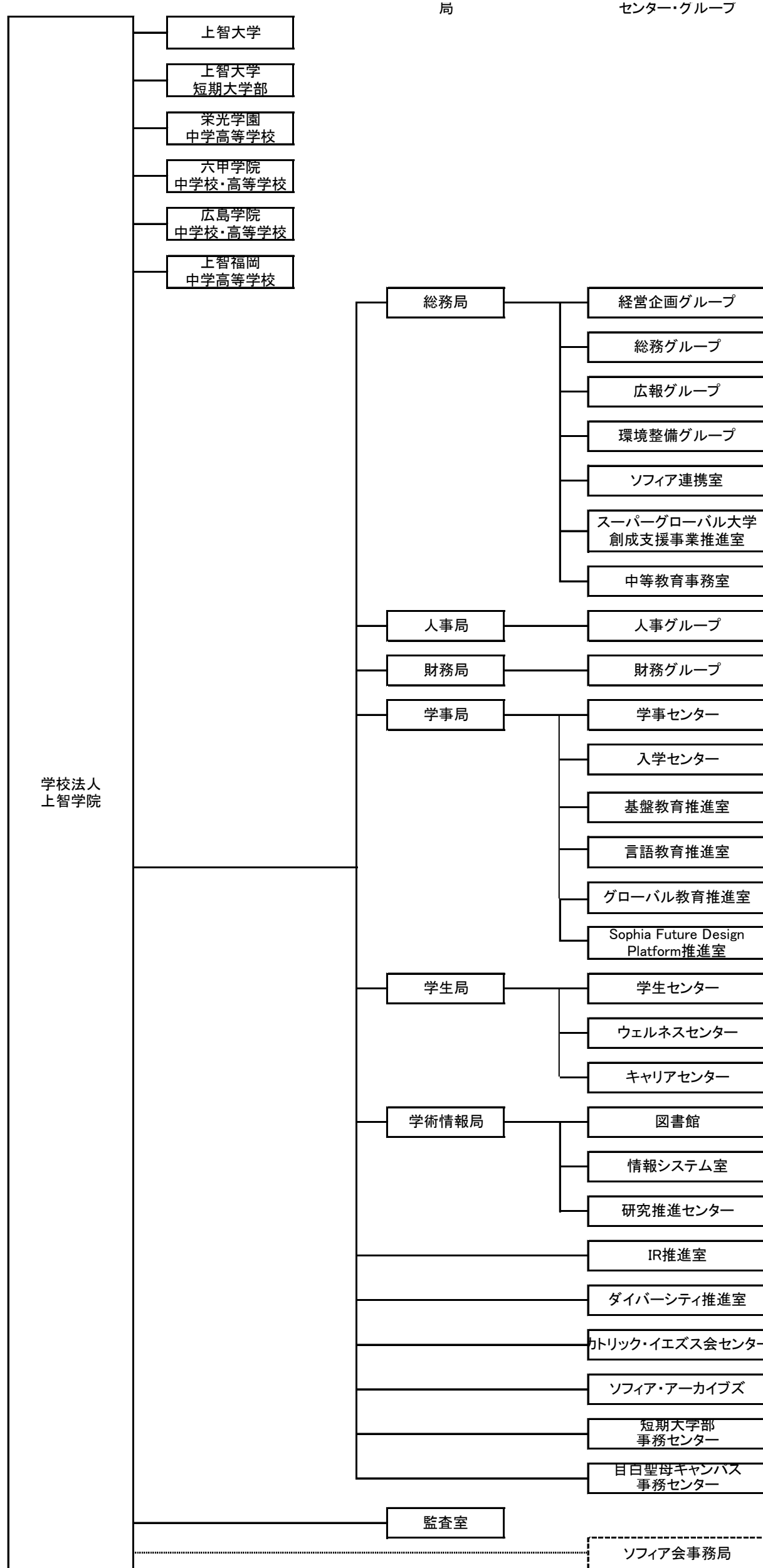
- ・授業時間の設定が、授業の方法（講義、演習、実習）に応じて、単位数との関係において学則又は大学院学則等に則したものであることを確認する。

開設授業科目一覧（別紙様式1-2-1-2）

学期区分：セメスター制を採用

科目	主要授業科目	連携開設科目	授業科目名	配当年次	学期	時間数	単位数	必修・選択等	開講方法	授業方法(形態)	受講学生数		担当教員		開設単位数合計	シラバス等のページ	備考	
											LSの学生	LS外の学生	教員名	分類				
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	基礎科目	○	憲法基礎	1	春	46.7	4	必修	毎年	講義	20		巻 美矢紀	研・専	13	1-5	
			○	行政法基礎	1・2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	28		大橋 真由美	兼任		6-8	
		○	憲法	2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	25		上田 健介	兼任	55-61			
		○	行政法	2・3	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	21		平 裕介	兼任	62-70			
		○	公法総合I	3	春	11.7	1	必修	毎年	講義	12		◎筑紫 圭一 上田 健介	専・他 兼任	124-126			
	○	公法総合II	3	秋	11.7	1	必修	毎年	講義	8		◎筑紫 圭一 上田 健介	専・他 兼任	127-129				
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	基礎科目	○	憲法演習	2	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	5		上田 健介	兼任	43	176-178	
			○	民法基礎I	1	春	46.7	4	必修	毎年	講義	21		溝淵 将章	兼任		9-19	
			○	民法基礎II	1	秋	35	3	必修	毎年	講義	16		永下 泰之	研・専		20-26	
			○	民法基礎III	1	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	15		羽生 香織	兼任		27-30	
			○	民法基礎IV	1	春	11.7	1	必修	毎年	講義	21		永下 泰之	研・専		31-33	
			○	商法基礎	1	秋	46.7	4	必修	毎年	講義	18		土田 亮	研・専		34-38	
			○	民事訴訟法基礎	1	秋	46.7	4	必修	毎年	講義	16		田頭 章一	専・他 兼任		39-42	
			○	民法A	2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	25		伊藤 栄寿	兼任		71-76	
			○	民法B	2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	25		永下 泰之	研・専		77-82	
			○	民法C	2	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	25		溝淵 将章	兼任		83-87	
		○	商法A	2・3	春	23.3	2	必修	毎年	講義	23		早川 咲耶	研・専	88-93			
		○	商法B	2・3	秋	11.7	1	必修	毎年	講義	23		早川 咲耶	研・専	94-98			
		○	民事訴訟法A	2・3	春	23.3	2	必修	毎年	講義	25		原 強	研・専	99-104			
		○	民事訴訟法B	2・3	秋	11.7	1	必修	毎年	講義	23		安西 明子	兼任	105-107			
		○	民事法総合I	3	春	23.3	2	必修	毎年	講義	7		◎田頭 章一 和夫 泰之 永下 泰之 土田 亮	専・他 実・専 研・専 研・専	130-132			
		○	民事法総合II	3	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	8		◎田頭 章一 和夫 泰之 永下 泰之 土田 亮	専・他 実・専 研・専 研・専	133-135			
		○	民法基礎演習	1	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	14		永下 泰之	研・専	167-169			
		○	民事訴訟理論と実務	1~3	春	23.3	2	選択	毎年	講義	6		原 強	研・専	170-172			
		○	民法演習	2	秋	23.3	2	選択	毎年	演習	3		永下 泰之	研・専	173-175			
		○	商法演習	2	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	6		早川 咲耶	研・専	179-183			
	○	民事訴訟法演習	2	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	5		安西 明子	兼任	189-190				
	○	企業取引法	3	春	23.3	2	選択	毎年(不開講)	講義	0		伊藤 雄司	兼任	-				
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	基礎科目	○	刑法基礎	1	春	46.7	4	必修	毎年	講義	19		伊藤 渉	兼任	17	43-48	
			○	刑事訴訟法基礎I	1	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	16		朝山 芳史	実・専		49-52	
			○	刑事訴訟法基礎II	1	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	16		朝山 芳史	実・専		53-54	
			○	刑法	2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	25		佐藤 結美	研・専		108-110	
			○	刑事訴訟法A	2・3	春	23.3	2	必修	毎年	講義	23		岩下 雅充	研・専		111-118	
		○	刑事訴訟法B	2・3	秋	11.7	1	必修	毎年	講義	22		岩下 雅充	研・専	119-123			
		○	刑事法総合I	3	春	11.7	1	必修	毎年	講義	13		◎佐藤 結美 朝山 芳史	研・専 実・専	136-138			
		○	刑事法総合II	3	秋	11.7	1	必修	毎年	講義	7		◎佐藤 結美 朝山 芳史	研・専 実・専	139-141			
		○	刑法演習	2	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	2		佐藤 結美	研・専	184-185			
		○	刑事訴訟法演習	2	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	3		小林 俊彦	実・み 研・専	186-188			
	総合	基礎科目	○	法学実務基礎A	1	春	11.7	1	選択	毎年	講義	17		◎山下 輝宏 土田 亮 新沼 南谷 田中 剛 櫻井 聡	研・専 研・専 兼任 兼任 兼任	9	142-144	2019年度以降入学の3年制コース生は必修科目として履修
			○	法学実務基礎B	1	秋	23.3	2	選択	毎年	講義	15		◎佐藤 結美 巻 美矢紀 永下 泰之 金谷 良 浦野 洋行 松井 聖 小寺 悠介 南谷 英幸 櫻井 聡	研・専 研・専 研・専 兼任 兼任 兼任 兼任 兼任		145-146	2019年度以降入学の3年制コース生は必修科目として履修
		応用科目	○	法学実務演習I	2	春	11.7	1	必修	毎年	演習	Aクラス9 Bクラス12		実・専 研・専 兼任 兼任	9	Aクラス 147-148 Bクラス 149-150	2022年度以降入学のみの履修	
			○	法学実務演習II	2	秋	11.7	1	必修	毎年	演習	Aクラス10 Bクラス9		実・専 研・専 兼任 兼任		Aクラス 151-152 Bクラス 153-154	2022年度以降入学のみの履修	
			○	法学実務演習III	3	春	11.7	1	必修	毎年	演習	Aクラス7 Bクラス3		実・専 研・専 兼任 兼任		Aクラス 155-156 Bクラス 157-158	2022年度以降入学のみの履修	
○			法学実務演習IV	3	秋	11.7	1	必修	毎年	演習	Aクラス7 Bクラス3		実・専 研・専 兼任 兼任	Aクラス 159-160 Bクラス 161-162		2022年度以降入学のみの履修		
○			論文演習I	2	春	11.7	1	選択	毎年	演習	9		穴戸 博幸	実・専		163-164		
○			論文演習II	2	秋	11.7	1	選択	毎年	演習	10		穴戸 博幸	実・専		165-166		
法律実務基礎科目		法曹倫理	○	法曹倫理	2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	25		◎岩崎 政孝 朝山 芳史 小林 俊彦	実・専 実・専 実・み	2	191-195	
		民事訴訟実務の基礎	○	訴訟実務基礎(民事)	2	春	23.3	2	必修	毎年	講義	23		松井 俊洋	兼任	2	196-199	
	刑事訴訟実務の基礎	○	訴訟実務基礎(刑事)	2・3	秋	23.3	2	必修	毎年	講義	28		◎小林 俊彦 朝山 芳史 岩崎 政孝	実・み 実・専 実・専	2	200-204		
	模擬裁判	○	模擬裁判(民事)	3	秋	23.3	2	選択必修	毎年	演習	9		◎原 強 岩崎 政孝 松井 俊洋	研・専 実・専 兼任	4	216-219		
		○	模擬裁判(刑事)	3	秋	23.3	2	選択必修	毎年	演習	7		◎朝山 芳史 岩崎 政孝 小林 俊彦	実・専 実・専 実・み		220-222		
	ローヤリング	○	ネゴシエイション・ロイヤリング	3	春学期集中	23.3	2	選択必修	毎年	演習	10		◎森下 哲朗 和夫 泰之	専・他 実・専	2	223-225		
	クリニック	○	リーガルクリニック	3	秋	23.3	2	選択必修	毎年	講義	11		◎原 強 岩崎 健一 大森 耕大 伊藤 彩	研・専 実・専 兼任 兼任	2	226-228		
	エクスターンシップ	○	エクスターンシップI(法曹)	2・3	春学期集中	45	1	選択必修	毎年	実習	1		◎和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	実・専 実・専 兼任 兼任	12	229-230		
		○	エクスターンシップI(法曹)	2・3	秋学期集中	45	1	選択必修	毎年	実習	7		◎北村 嘉彦 和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	専・他 実・専 実・専 兼任 兼任		231-232		
		○	エクスターンシップI(企業等)	2・3	春学期集中	45	1	選択必修	毎年(不開講)	実習	0		◎和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	実・専 実・専 兼任 兼任		-	履修者なしのため不開講	
		○	エクスターンシップI(企業等)	2・3	秋学期集中	45	1	選択必修	毎年	実習	0		◎北村 嘉彦 和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	専・他 実・専 実・専 兼任 兼任		233-234	履修者なしのため不開講	
		○	エクスターンシップI(公務)	1~3	春学期集中	45	1	選択必修	毎年(不開講)	実習	0		◎和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	実・専 実・専 兼任 兼任		-	履修者なしのため不開講	
○		エクスターンシップI(公務)	1~3	秋学期集中	45	1	選択必修	毎年	実習	3		◎北村 嘉彦 和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	専・他 実・専 実・専 兼任 兼任	235-236				
○		エクスターンシップII(法曹)	2・3	春学期集中	45	1	選択必修	毎年(不開講)	実習	0		◎和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	実・専 実・専 兼任 兼任	-		履修者なしのため不開講		
○	エクスターンシップII(法曹)	2・3	秋学期集中	45	1	選択必修	毎年	実習	3		◎北村 嘉彦 和夫 博幸 穴戸 博幸 石井 光洋 櫻井 聡	専・他 実・専 実・専 兼任 兼任	237-238					

事務局組織規程 別表1



別紙様式 1 - 3 - 1

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 - 3 - 1 法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1 - 3 - 1）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 他の法令等の箇所において記載してもらった場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
《学校教育法 第 109 条》			
1	第 1 項	大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト（自己点検評価） http://www.sophialaw.jp/about/self_check.html
《学校教育法施行規則 第 158 条》			
2		学校教育法第百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第百九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	<p>※該当する場合のみ記載 飛び入学・他大学法科大学院からの転入学受入ともになし</p>
《学校教育法施行規則 第 172 条の 2》			

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
3	第1項 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。	
4	一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上智大学ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) https://piloti.sophia.ac.jp/jpn/academic/sophia_3policies/gr_/gr_law_juris/ ・ 履修要綱 p. 26 https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=35
5	二 教育研究上の基本組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上智大学法科大学院ウェブサイト (基本情報) http://www.sophialaw.jp/about/outline.html ・ 上智大学大学院学則 5 条 https://www.sophia.ac.jp/static/academic/g_youran/2023_guide/#page=105
6	三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上智大学法科大学院ウェブサイト (教員紹介) http://www.sophialaw.jp/education/teacher.html ・ 上智大学教員教育研究情報データベース (法曹養成専攻) https://redb.cc.sophia.ac.jp/?page_id=177
7	四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○入学者数 ・ 上智大学法科大学院ウェブサイト (基本情報) http://www.sophialaw.jp/about/outline.html ・ 上智大学法科大学院パンフレット p. 35 (入学試験実施状況) http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=36 ○収容定員及び在学する学生の数 ・ 上智大学法科大学院ウェブサイト (基本情報) http://www.sophialaw.jp/about/outline.html ・ 上智大学大学院学則 6 条 https://www.sophia.ac.jp/static/academic/g_youran/2023_guide/#page=107 ○修了者数 ・ 上智大学法科大学院ウェブサイト (修了生の状況) http://www.sophialaw.jp/study/course.html

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
		<p>○進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト(修了生進路状況) <p>http://www.sophialaw.jp/study/pdf/2023_syuryo_course_02.pdf</p>
8	<p>五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画(大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したものとみなす授業科目(次号において「連携開設科目」という。)に係るものを含む。)に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 p. 45 以降(開講科目一覧) <p>https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=53 <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト(開講科目表) <p>http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html <ul style="list-style-type: none"> ・シラバス(上智大学ウェブサイトより検索可能) <p>https://piloti.sophia.ac.jp/jpn/academic/syllabus/</p> </p></p>
9	<p>六 学修の成果に係る評価(連携開設科目に係るものを含む。)及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p>	<p>※No17～18に記載</p>
10	<p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト(10. 校地・校舎等の施設その他学生の教育研究環境) <p>https://www.sophia.ac.jp/jpn/aboutsophia/sophia_disclosure/info/ <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット p. 31-32 <p>http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=33 <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト(学習環境(施設)) <p>http://www.sophialaw.jp/study/institution.html</p> </p></p>
11	<p>八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること</p>	<p>※No26に記載</p>
12	<p>九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 p. 62-63(各種相談) <p>https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=71 <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット p. 24-28 </p>

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
			http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=25 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(学習サポート)(就職支援) http://www.sophialaw.jp/study/support.html http://www.sophialaw.jp/study/recruit.html ・上智大学ウェブサイト(学生相談の総合案内) https://piloti.sophia.ac.jp/jpn/soudan/soudan_madoguchi/
13	第2項	<p>専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第一百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。</p>	・上智大学法科大学院ウェブサイト(教育課程連携協議会) http://www.sophialaw.jp/about/council.html
14	第4項	<p>大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。</p>	※No16 に記載
《法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第5条》			
15		<p>法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。</p>	
16		<p>一 当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力</p>	<p>○履修の前提となる学識及び能力</p> ・上智大学ウェブサイト(アドミッション・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・上智大学法科大学院ウェブサイト(アドミッション・ポリシー) http://www.sophialaw.jp/about/admission_policy.html

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
		(法科大学院の教育課程を履修する上で求められる学識及び能力) https://www.sophialaw.jp/education/pdf/curriculum_target_08.pdf ○履修の結果である学識及び能力 ・上智大学ウェブサイト(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・上智大学法科大学院ウェブサイト(到達目標) https://www.sophialaw.jp/education/curriculum_target.html ・法科大学院履修要綱 p.26(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー)及び p.27以下(修了要件・進級要件) https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=35
17	二 当該法科大学院における成績評価の基準及び実施状況	○成績評価の基準 ・法科大学院履修要綱 p.22-23 https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=31 ○成績評価の実施状況 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(成績評価の実施状況) http://www.sophialaw.jp/about/self_check.html
18	三 当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況	○修了認定の基準 ・法科大学院履修要綱 p.27以下(修了要件・進級要件) https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=35 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(修了要件・進級要件) http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html ○実施状況 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(進級・修了の状況) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/curriculum_shinkyu_jokyo_2022.pdf
19	四 当該法科大学院における司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)第四条第二項第一号の規定による認定の基準及び実施状況	○認定の基準 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(司法試験在学中受験の要件) http://www.sophialaw.jp/education/examination.html

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
		○実施状況 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(司法試験在学中受験資格者および認定法曹コース修了者の状況について) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/examination_2024.pdf
20	五 当該法科大学院の課程を修了した者の進路に関する状況	・上智大学法科大学院パンフレット p.24 http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=25 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(司法試験合格者の進路状況)(修了生進路状況) http://www.sophialaw.jp/study/course.html http://www.sophialaw.jp/study/pdf/2023_syuryo_course_02.pdf
21	六 その他文部科学省令で定める事項	※No23～29に記載
《専門職大学院設置基準 第20条の7》		
22	連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
23	一 入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	・上智大学法科大学院パンフレット p.35 (入学試験実施状況) http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=36
24	二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合	・上智大学法科大学院ウェブサイト(進級・修了の状況) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/curriculum_shinkyu_jokyo_2022.pdf
25	三 当該法科大学院が開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称	・上智大学法科大学院パンフレット p.18 (カリキュラム一覧表) http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=19 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(開講科目表) http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html ・法科大学院履修要綱 p.45以降(開講科目一覧) https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=53
26	四 授業料、入学料その他の当該法科大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図る	・上智大学法科大学院パンフレット p.33-34 http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=35

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	ための措置に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上智大学ウェブサイト (学費の減免、奨学金) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/tuition/gakuhigenngaku.html https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/scholarship/index.html
27	<p>五 当該法科大学院に入学した者のうち連携法第十条第一号又は第二号に該当していた者それぞれの占める割合及びこれらの号に該当していた者(当該法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であって、司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第一条第一項に規定する司法試験(以下単に「司法試験」という。)を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上智大学法科大学院ウェブサイト (【参考】近年の社会人経験者、他学部出身者の状況) https://www.sophialaw.jp/study/course.html
28	<p>六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定(次条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。)の目的となる法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)にあつては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程(以下「認定連携法曹基礎課程」という。)を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者(当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限る。)であつて、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合</p>	<p>※該当する場合は、別紙様式 1 - 3 - 2 に記載 (当様式には記載不要)</p>

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
29	七 当該法科大学院の課程に在学する者であって、司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けたものの数及びこれらのもものうち当該試験に合格したものの占める割合	※令和5年度においては、公表対象外

別紙様式 1 - 3 - 2

上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 - 3 - 2 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表していること

【分析の手順】

- ・法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法曹養成連携協定に関連して法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1 - 3 - 2）

※ 公表状況について、ウェブサイトで公表している場合は、その情報が掲載されているウェブページが直接閲覧できる URL を記載してください。ウェブサイト以外で公表している場合は、URL ではなく具体的な公表方法を記載してください。

※ 他の法令等の箇所において記載してもらう場合には、「公表状況」欄において該当 No を記載しています。

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)		公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL 等))
《専門職大学院設置基準 第 20 条の 7》			
1	第 1 項	六 連携法第六条第一項の認定を受けた同項の法曹養成連携協定（次条第二項において「認定法曹養成連携協定」という。）の目的となる法科大学院（以下「認定連携法科大学院」という。）にあつては、当該認定連携法科大学院に入学した者のうち当該認定連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための大学の課程（以下「認定連携法曹基礎課程」という。）を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者の占める割合及び当該認定連携法曹基礎課程を修了して当該認定連携法科大学院に入学した者（当該認定連携法科大学院の課程を修了した者又は同課程に在学する者に限	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト（司法試験在学中受験資格者および認定法曹コース修了者の状況について） http://www.sophialaw.jp/education/pdf/examination_2024.pdf

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	る。) であって、司法試験を受けたもののうち当該試験に合格したものの占める割合	
《法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン 6 その他法科大学院に求められる事項 (1) 法科大学院の教育課程等の公表》		
2	① 教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力	<p>○履修の前提となる学識及び能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト (アドミッション・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・上智大学法科大学院ウェブサイト (アドミッション・ポリシー) http://www.sophialaw.jp/about/admission_policy.html <p>(法科大学院の教育課程を履修する上で求められる学識及び能力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト (到達目標) https://www.sophialaw.jp/education/pdf/curriculum_target_08.pdf <p>○履修の結果である学識及び能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学ウェブサイト (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) https://www.sophia.ac.jp/jpn/program/GR/GR_law_juris.html ・上智大学法科大学院ウェブサイト (到達目標) https://www.sophialaw.jp/education/curriculum_target.html ・法科大学院履修要綱 p. 26 (ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー) 及び p. 27 以下 (修了要件・進級要件) https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=35
3	② 成績評価の基準及び実施状況	<p>○成績評価の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 p. 22-23 https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=31 <p>○成績評価の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト (成績評価の実施状況) http://www.sophialaw.jp/about/self_check.html
4	③ 修了認定の基準及び実施状況	○修了認定の基準

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
		<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院履修要綱 p. 27 以下 (修了要件・進級要件) https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=35 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (修了要件・進級要件) http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html ○実施状況 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (進級・修了の状況) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/curriculum_shinkyu_jokyo_2022.pdf
5	④ 司法試験法第4条第2項第1号の規定による認定の基準及び実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ○認定の基準 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (司法試験在学中受験の要件) http://www.sophialaw.jp/education/examination.html ○実施状況 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (司法試験在学中受験資格者および認定法曹コース修了者の状況について) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/examination_2024.pdf
6	⑤ 修了者の進路に関する状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット p. 24 http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=25 ・上智大学法科大学院ウェブサイト (司法試験合格者の進路状況) (修了生進路状況) http://www.sophialaw.jp/study/course.html http://www.sophialaw.jp/study/pdf/2023_syuryo_course_02.pdf
7	⑥ 志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット p. 35 (入学試験実施状況) http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=36
8	⑦ 標準修業年限修了率及び中退率	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院ウェブサイト (進級・修了の状況) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/curriculum_shinkyu_jokyo_2022.pdf
9	⑧ 法律基本科目のうちの基礎科目及び応用科目並びに	<ul style="list-style-type: none"> ・上智大学法科大学院パンフレット p. 18 (カリキュラム一覧表)

No	公表が求められている事項(法令の条文等抜粋)	公表状況(刊行物、ウェブサイト(URL等))
	各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目	http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=19 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(開講科目表) http://www.sophialaw.jp/education/curriculum_general.html ・法科大学院履修要綱 p. 45 以降(開講科目一覧) https://www.sophia.ac.jp/static/academic/houka_youran/2023_/#page=53
10	⑨ 授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置	・上智大学法科大学院パンフレット p. 33-34 http://www.sophialaw.jp/digitalbook/about2024/#target/page_no=35 ・上智大学ウェブサイト(学費の減免、奨学金) https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/tuition/gakuhigenngaku.html https://www.sophia.ac.jp/jpn/studentlife/scholarship/index.html
11	⑩ 社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率	・上智大学法科大学院ウェブサイト(【参考】近年の社会人経験者、他学部出身者の状況) http://www.sophialaw.jp/study/course.html
12	⑪ 文部科学大臣が認定した法曹養成連携協定の目的となる連携法科大学院(以下「認定連携法科大学院」という。)に入学した者のうち、当該協定の目的となる法曹コース(以下「認定法曹コース」という。)からの入学者の割合とその司法試験合格率	※令和5年度においては、法曹コースからの入学者の割合のみ公表対象 ・上智大学法科大学院ウェブサイト(司法試験在学中受験資格者および認定法曹コース修了者の状況について) http://www.sophialaw.jp/education/pdf/examination_2024.pdf
13	⑫ 在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率	※令和5年度においては、公表対象外(在学中受験は令和5年度から実施されるため)

法科大学院各小委員会・WG 所掌事項

人事予算委員会

1. 法科大学院の人事計画について審議する。
2. 各年度の法科大学院の予算について審議し、予算案を作成する。その他、予算の適正な執行についての確認、年度途中の別途予算申請について審議する。

教務委員会

1. 法科大学院における教育に関連する様々な事項（授業、カリキュラム編成、チューター、学生等の学力の向上等）についての審議・決定。
2. 前各号に係る自己点検評価に関する事項の審議。

入試・広報委員会

1. 入学センターと協力して入試要項等を作成・確定すること。
2. 入試説明会を企画・実施すること。
3. 入学試験問題の作成等入学試験の準備・実施をすること。
4. 入学試験の採点、合格者選考のための資料の作成等をすること。
5. 入学試験の今後のあり方を検討すること。
6. パンフレットを作成すること。
7. ホームページを管理すること。
8. その他法科大学院に関する広報活動を行うこと。
9. 前各号に係る自己点検評価に関する事項の審議。

学生生活委員会

1. 法科大学院生の学習生活環境の整備や生活全般に関する相談に対応すること。
2. 修了生研修室の環境整備や運営方針の決定等を行うこと。
3. 法科大学院における学生生活全般に係る自己点検・評価に関する事項の審議。

自己点検評価・FD 委員会

1. 原則年に1度、法科大学院自己点検・評価報告書を作成すること。
2. 報告書の内容が、個別の教員及び上智大学法科大学院全体の教育活動の改善に活用されるために必要な措置を講ずること。
3. 自己点検・評価のため用いられるチェックリスト（自己点検・評価項目チェックリスト）の作成、その他上智大学法科大学院における自己点検・評価に関して、必要な措置を講ずること。
4. 当該報告書にもとづき、必要に応じて委員長が法科大学院の実情を外部評価委員に対して説明し、評価を受けること。
3. 5年に1度実施される法科大学院認証評価にあたって、自己評価書を作成すること。
4. 各小委員会・科目分科会活動を総括すること。
5. 大学全体及び法学部におけるFD活動と連携すること。
6. 授業評価アンケートを企画・実施し、その結果を分析すること。
7. オープン授業を企画・実施し、その結果を分析すること。
8. FDミーティングを企画・実施すること。
9. FD活動の今後のあり方を検討すること。

文科省加算条件プログラム対応 TF

1. 文部科学省「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の申請案件について、企画・調整を行うこと。
2. 申請手続および審査手続において、法科大学院を代表して対応すること。

成績評価委員会

1. 教員の学生に対する成績評価が適正なものかを判定すること。

就職委員会

1. 上智大学法科大学院在学学生、修了生のキャリア構築を支援すること。

倫理委員会

1. 法科大学院の教員の倫理観の向上及び保持のための施策を行うこと。
2. 上智大学法科大学院教員倫理綱領に違反する行為に厳正に対処し、その再発を防止するための措置を検討すること。
3. 上智大学法科大学院教員倫理綱領に違反する行為について倫理委員会に報告した者が不利益な取扱いを受けないための必要な措置をとること。

国際交流委員会

1. 韓国・西江（ソガン）大学、台湾・輔仁（フジェン）大学との定期学術交流の企画及び実施をすること。
2. その他の法科大学院における教員及び学生の国際的学術等交流を企画及び実施をすること。

研究・図書委員会

1. 法科大学院の研究に関連する諸事項について審議すること。
2. 法科大学院の教育・研究に必要な図書を選考し発注すること。

エクスターンシップ運営委員会

1. 夏期及び春期のエクスターンシップについて、事前準備、授業実施、派遣中の各種対応、派遣後の成績付与、派遣先との連絡、派遣先の拡大等、エクスターンシップ・プログラムに必要な事務を行うこと。
2. エクスターンシップに関する法科大学院学生への啓蒙活動等に関する事項の審議・実施をすること。

リーガルクリニック運営委員会

1. リーガルクリニックの授業運営が円滑に進むよう無料相談者の募集も含めた広報についての検討討議。
2. リーガルクリニックにおける学生の守秘義務等の指導の在り方についての検討討議。
3. リーガルクリニック担当者（非常勤講師）との意見交換会における意見の交換及びそれを踏まえた授業改善についての検討討議。

SOPHIA LAW BOX 運用委員会

1. 法科大学院の在校生、修了生および教職員のコミュニティー・サイトである「SOPHIA LAW BOX（通称“L-BOX”）」を管理し、これに付随する各種事務を行うこと。

修了生支援委員会

1. 修了生の学習支援に関する事項の審議
2. 修了生の状況の把握
3. 前各号に係る自己点検評価に関する事項の審議

法学部・法科大学院教育検討ワーキンググループ

1. 法学部及び法科大学院による連携教育プログラムや修了生に対する支援を企画立案し、その実行の状況を監督すること
2. 法学部及び法科大学院のFD委員会や法曹コース運営委員会等と協力して、在校生の教育改善や修了生に対する支援の改善のための施策を協議・立案すること
3. 教育や支援の改善のための施策について、法学部及び法科大学院の他の委員会等に提言・助言・指示を行うこと、また、他の委員会相互間における必要な調整を行うこと
4. 教育や支援の改善のための施策について、その実施の状況の管理や効果の検証（費用対効果の検証を

含む) を行うこと

5. FD活動の状況について継続的な検証を行い、FD活動の改善のために必要な措置をFD委員会に指示すること
6. 司法試験の結果を法科大学院FD委員会等と連携して検証したり、修了生の状況を修了生支援委員会と連携して把握することにより、教育や支援の効果を検証し、改善につなげるために必要な措置を検討して関係する委員会等に必要な指示を行うことすること
7. 課外対応実施状況を把握し、合同教授会に報告すること

未修者支援ワーキンググループ

1. 未修者に対する学習支援の企画立案をすること

学習支援ワーキンググループ

1. 原級留置者に対する学習支援の企画立案をすること

領域	基準	分析項目	確認事項
領域1 法科大学院の教育活動等の現況	基準1-1 法科大学院の目的が適切に設定されていること	[分析項目1-1-1] 法科大学院の目的が適切に設定されていること	本法科大学院の現況、目的及び特徴
		基準1-2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること	[分析項目1-2-1] 大学院設置基準等各設置基準及び告示に照らして、必要な人数の専任教員並びに兼担及び兼任教員を配置していること
	[分析項目1-2-2] 法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議(以下「教授会等」という。)及び専任の長が置かれ、必要な活動を行う		教授会、教務委員会を置くことを定めた規程 教授会、教務委員会の開催実績 その他、重要事項を審議する会議が追加された場合はそれについても追記す 法科大学院長を置くことを定めた規程
			[分析項目1-2-3] 法科大学院の設置者が法科大学院の意見を聴取して、法科大学院の運営に必要な経費を負担していること
	[分析項目1-2-4] 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること	上智学院事務局組織規程 上智学院事務組織図および事務分掌 法科大学院補助職員の配置状況	
		[分析項目1-2-5] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント(SD)を実施していること	全学的なSD行事の実施状況
	基準1-3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること	[分析項目1-3-1] 法令により公表が求められている事項を公表していること	自己点検評価結果の公表状況
			飛び入学・他大学法科大学院からの転入学受入実績の公表状況
			教育研究上の目的およびDP、CPの公表状況
			教育研究上の基本組織に関する公表状況
教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する公表状況			
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する公表状況			
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する公表状況			
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する公表状況			
大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する公表状況			
教育課程連携協議会についての公表状況			
法科大学院履修の前提となる学識及び能力および履修の結果である学識及び能力についての公表状況			
成績評価の基準及び実施状況に関する公表状況			
修了の認定の基準及び実施状況に関する公表状況			
司法試験在学中受験要件の認定基準の公表状況			
司法試験在学中受験要件の認定実施状況に関する公表状況			
修了生の進路に関する公表状況			
領域1 法科大学院の教育活動等の現況	[分析項目1-3-1] 法令により公表が求められている事項を公表していること	入学者選抜における志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関する公表状況 標準修業年限内での修了率および中退率の公表状況	

領域	基準	分析項目	確認事項
			<p>開設する授業科目のうち基礎科目若しくは応用科目又は選択科目として開設するものの名称の公表状況</p> <p>学費および学費減免措置、奨学金に関する公表状況</p> <p>社会人経験者および他学部出身者の在籍割合と司法試験合格率の公表状況</p> <p>司法試験在学中受験者数とその合格率の公表状況</p> <p>[分析項目1-3-2] 法曹養成連携協定を締結している場合は、法曹養成連携協定に関連して法令により公表が求められている事項を公表して</p> <p>入学者数に占める法曹コース修了生の割合、法曹コース修了生の入学者の司法試験合格率の公表状況</p> <p>法科大学院履修の前提となる学識及び能力および履修の結果である学識及び能力についての公表状況</p> <p>成績評価の基準及び実施状況に関する公表状況</p> <p>修了の認定の基準及び実施状況に関する公表状況</p> <p>司法試験在学中受験要件の認定基準の公表状況</p> <p>司法試験在学中受験要件の認定実施状況に関する公表状況</p> <p>修了生の進路に関する公表状況</p> <p>志願者及び受験者の数その他入学者選抜の実施状況に関する公表状況</p> <p>標準修業年限修了率及び中退率の公表状況</p> <p>法律基本科目のうち基礎科目及び応用科目並びに各選択科目にそれぞれ該当する、法科大学院で開設される科目の公表状況</p> <p>授業料等、法科大学院が徴収する費用や修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関する公表状況</p> <p>社会人・法学未修者の入学者の割合とそれらの司法試験合格率の公表状況</p> <p>法曹コースからの入学者の割合とその司法試験合格率</p> <p>在学中受験資格による司法試験の受験者数とその合格率</p>
<p>領域2 法科大学院の教育活動等の質保証</p>	<p>基準2-1(重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること</p>	<p>[分析項目2-1-1] 法科大学院における教育活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、改善及び向上を図るための体制を整備していること</p> <p>[分析項目2-1-2] 教育課程連携協議会が設けられていること</p>	<p>自己点検・評価の組織体制</p> <p>自己点検・評価に関する規程類</p> <p>規程上の開催頻度と前年度における開催実績</p> <p>教育課程連携協議会の設置及び運用に関する規程</p> <p>教育課程連携協議会の名簿(規程上の構成員との対応関係が分かる資料)</p>
<p>領域2 法科大学院の教育活動等の質保証</p>	<p>基準2-2(重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること</p>	<p>[分析項目2-2-1] 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていること</p> <p>[分析項目2-2-2] 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること</p> <p>[分析項目2-2-2] 自己点検・評価に当たっては、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育の実施状況や教育の成果が分析されていること</p> <p>[分析項目2-2-3] 自己点検・評価に当たっては、共通到達度確認試験の成績等も踏まえ、法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果が分析されていること</p>	<p>評価項目に関する自己点検の実施状況(実施した組織・会議体名、実施日、実施内容、対応状況)</p> <p>自己点検・評価に関する規程類</p> <p>自己点検・評価項目チェックリスト</p> <p>「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において使用している指標</p> <p>自己点検・評価時に用いた具体的かつ客観的な指標・数値およびその分析状況(実施した組織・会議体名、実施日、実施内容、対応状況)</p> <p>「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」における機能強化構想調書により具体的かつ客観的な分析が行われていること</p> <p>自己点検評価報告書が作成されていること</p> <p>法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果に関する自己点検・評価の状況(実施した組織・会議体名、実施日、実施内容、対応状況)</p>

領域	基準	分析項目	確認事項
			自己点検評価報告書に法学未修者に対する教育の実施状況及び教育の成果に関する記載があること
	基準2-3(重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	[分析項目2-3-1] 修了者(在学中に司法試験を受験した在学生を含む。)の司法試験の合格状況が、全法科大学院の平均合格率等を踏まえて適切な状況にあること	当該年度の司法試験受験者数、合格者数、合格率 目標としている合格率との比較検討
		[分析項目2-3-2] 修了者の進路等の状況が、法科大学院が養成しようとする法曹像を踏まえて適切な状況にあること	修了者の進路及び活動状況(司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況、並びに企業及び官公庁その他専門的な法律知識等を必要とする職域への進路及び活動状況)
		[分析項目2-3-3] 修了者等への調査結果等から、法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること	修了時の学生や修了後に一定年限を経過した修了者からの意見聴取(アンケート調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果
	基準2-4(重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること	[分析項目2-4-1] 教育活動等の状況についての自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること	教育活動の改善等対応措置の実施計画、取組状況、取組の効果検証の状況
	基準2-5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること	[分析項目2-5-1] 教員の任用及び昇任等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって任用、昇任させていること	当該年度の教員の任用及び昇任状況 教員の任用や昇任等における職階ごとに求める教育上、研究上又は実務上の知識、能力又は実績の基準 採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況
		[分析項目2-5-2] 法科大学院の専任教員について、教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施していること	教員の教育活動及び教育上の指導能力に関する評価に関する規程 教員評価の内容、実施方法、実施状況(実施要項、評価結果の報告書等)
		[分析項目2-5-3] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること	FDの実施内容・方法及び実施状況(取組内容、主催組織、実施日、参加者数)
		[分析項目2-5-4] 法科大学院の教育を支援又は補助する者に対して、質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	教育支援者や教育補助者(チューターや担任補佐等)に対する研修等の方針、内容・方法及び実施状況
	基準2-6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること	[分析項目2-6-1] 締結している各法曹養成連携協定に基づいて、当該法科大学院が行うこととしている事項が実施されていること	法曹養成連携協定の協定書 締結している各法曹養成連携協定に基づいて当該法科大学院が行うこととしている事項の対応状況(学部法曹コース指導状況、先取履修制度、法曹コース生対象入試、入学前取得単位認定制度等)
領域3 教育課程及び教育方法	基準3-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること	[分析項目3-1-1] 学位授与方針を、法科大学院の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	ディプロマ・ポリシー
	基準3-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること	[分析項目3-2-1] ①教育課程の編成の方針、②教育方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に示していること	カリキュラム・ポリシー
		[分析項目3-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの整合性
領域3 教育課程及び教育方法	基準3-3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること	[分析項目3-3-1] 法律基本科目の基礎科目、法律基本科目の応用科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目のそれぞれについて、課程の修了要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること	課程の修了要件に関する規程 科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧
		[分析項目3-3-2] 法律基本科目について、基礎科目を履修した後に応用科目を履修するよう教育課程が編成されていること	科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧

領域	基準	分析項目	確認事項	
			カリキュラムマップ、カリキュラムツリー 各授業科目の到達目標、講義概要(シラバス)	
		[分析項目3-3-3] 法律基本科目の履修状況に応じて、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目を履修するよう教育課程が編成されていること	科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧 カリキュラムマップ、カリキュラムツリー	
		[分析項目3-3-4] 展開・先端科目として、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)及び国際関係法(私法系)の全てを開講するよう努めていること	科目分類及び開講年次が示された開講科目一覧	
		[分析項目3-3-5] 当該法科大学院が養成しようとする人材像に即した授業科目が展開されていること	教育上の理念・目的、養成されるべき法律家 カリキュラムツリー	
		[分析項目3-3-6] 各授業科目について、到達目標が明示され、それらが段階的及び体系的な授業科目の履修の観点から適切な水準となっており、また、到達目標に適した授業内容となっていること	各授業科目の到達目標、講義概要(シラバス)	
		[分析項目3-3-7] 段階的かつ体系的な教育が実施されていることが容易に確認できる資料が学生に示されていること	履修要綱の標準配当表、開講科目担当表	
		基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること	[分析項目3-4-1] 授業科目の区分、内容及び到達目標に応じて、適切な授業形態、授業方法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	授業科目の区分、授業形態、授業方法 各授業科目の到達目標、講義概要(シラバス)
	[分析項目3-4-2] 授業の方法について組織的に統一された方針が策定されており、その方針に基づき、授業が実施されていること		授業実施の基本方針にかかる申し合わせ シラバス作成時の注意事項 シラバス点検依頼内容	
	[分析項目3-4-3] 授業の方法について、将来の法曹としての実務に必要な論述の能力を涵養するよう適切に配慮されていること		論述能力の涵養の方法等を明確に定めていることが分かる資料(シラバス)	
	[分析項目3-4-4] 同時に授業を行う学生数は少人数が基本とされ、特に法律基本科目については原則として50人以下となっていること		各科目の受講者数 法律基本科目において50人を超える授業科目がある場合、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮し、十分な教育効果が上げられるものとなっていることが把握できる資料	
	[分析項目3-4-5] 各授業科目における授業時間の設定が、単位数との関係において法令に基づく大学の定めにもとづいたものとなっていること		各科目の授業時間数 学則	
	[分析項目3-4-6] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること		学事日程	
	領域3 教育課程及び教育方法		基準3-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること	[分析項目3-4-7] 各授業科目の授業期間が、8週、10週、15週その他の大学が定める適切な期間にわたるものとなっていること
		[分析項目3-4-8] 履修登録の上限設定の制度(CAP制)が設定され、関係法令に適合していること		左記に関する規程

領域	基準	分析項目	確認事項
		[分析項目3-4-9] 早期卒業して入学する者、飛び入学者、他の法科大学院からの転入学者、社会人学生、法学未修者等、学生が多様なバックグラウンドを持っていることに配慮して学修指導が行われていること	多様なバックグラウンドを持った学生に配慮した学修指導の実施体制及び実施内容
	基準3-5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること	[分析項目3-5-1] 成績評価基準を、学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、法科大学院として策定していること	成績評価基準について定めている規程、申し合わせ
		[分析項目3-5-2] 成績評価基準を学生に周知していること。成績評価に当たり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等について学生に周知していること	成績評価基準の学生への周知状況
		[分析項目3-5-3] 成績評価基準及び当該科目の到達目標に則り各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認していること。相対評価方式を採用している場合には、当該法科大学院が設定している評価の割合に関する方針に合致しているか否かだけでなく、学生の学習到達度も考慮して成績評価が行われていることを確認する仕組みとなっていること	評価実施前年度の成績分布表 成績分布等のデータを組織的に確認していること
		[分析項目3-5-4] 追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていること、また、再試験を実施する場合には、不合格者の救済措置ではないと認められるよう実施がなされていること	追試験や再試験に関する規程等 追試験や再試験が適切に実施されていること
		[分析項目3-5-5] 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	学生からの成績に関する異議申立ての手続きや学生への周知等が明示されていること 申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等)を保存することを定めている規程等
		[分析項目3-5-6] 法学既修者としての認定における単位の免除に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	法学既修者としての認定における単位の免除についての明文化された規程等
		[分析項目3-5-7] 他の大学院等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	他の大学院において修得した単位や入学前の既修得単位等の単位認定についての明文化された規程等
		基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	[分析項目3-6-1] 法科大学院の目的、学位授与方針及び法令に則して、修了要件を組織的に策定していること
	[分析項目3-6-2] 修了要件を学生に周知していること		履修要綱およびウェブサイト上で修了要件を学生に周知していること
領域3 教育課程及び教育方法	基準3-6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること	[分析項目3-6-3] 修了の認定を、修了要件に則して組織的に実施していること	修了要件を適用する手順のとおり実施されていること(教授会等での審議状況等)
	基準3-7 専任教員の授業負担等が適切であること	[分析項目3-7-1] 法科大学院の専任教員の授業負担が適正な範囲にとどめられていること	専任教員の担当単位数(年間30単位を超えていないこと)
[分析項目3-7-2] 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること		教員の研究専念期間取得状況 研究専念期間についての規程等	
領域4 学生の受入及び定員管理	基準4-1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること	[分析項目4-1-1] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を明確にしていること	アドミッション・ポリシー等学生受入方針

領域	基準	分析項目	確認事項
		[分析項目4-1-2] 学生受入方針において、入学者に求める適性及び能力を評価し判定するために、どのような評価方法で入学者選抜を実施するのかを明確にしていること	アドミッション・ポリシー等学生受入方針
		[分析項目4-1-3] 法学既修者の選抜及び認定連携法曹基礎課程修了者を対象とする選抜を実施する場合は、学生受入方針において、法学に関してどの程度の学識を求めるかについて明確に示されていること	アドミッション・ポリシー等学生受入方針
	基準4-2 学生の受入が適切に実施されていること	[分析項目4-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、公正かつ適正に実施していること	入学者選抜の方法一覧 入学者選抜の実施体制(委員会の所掌事項を定めた組織図、入試委員会規程等) アドミッション・ポリシー等学生受入方針 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 面接試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況 ウェブサイト上での入学者選抜要項等が掲載状況 入学資格の内容、公表状況 入学試験問題の内容 入試説明会における配布資料、ウェブサイト上に掲載された入試情報の内容 社会人や法学以外を専門とする者など多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていること。またその公表状況 身体に障害のある者に対する特別措置や組織的対応
		[分析項目4-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	入試に関して検証するための組織の規程等 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善に反映させたことを示す具体的事例
	基準4-3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること	[分析項目4-3-1] 在籍者数が収容定員を大幅に上回っていないこと	収容定員と当該年度の在籍者数 適正な割合となっていない場合には、その適正化を図る取組の状況
		[分析項目4-3-2] 収容定員に対する在籍者数の割合、入学定員に対する実入学者数の割合、入学者数の規模及び競争倍率が、適正な割合、規模又は倍率となっていること	在籍者数、入学者数の状況 入学定員に対する実入学者数の割合が50%を下回っていないこと 入学者数が10人を下回っていないこと 競争倍率が2倍を下回っていないこと 適正な割合、規模又は倍率となっていない場合には、その適正化を図る取組
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	基準5-1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること	[分析項目5-1-1] 法科大学院の運営に必要な施設・設備を法令に基づき整備し、有効に活用している	法科大学院の教室、事務室、研究室、各種設備・機器の状況 中央図書館、法科大学院図書室の状況 自習室、研修室の状況
領域5 施設、設備及び学生支援等の教育環境	基準5-2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること	[分析項目5-2-1] 履修指導、学習相談及び支援の体制を整備し、必要な支援が行われていること	説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況 個別の履修指導、学習相談及び支援の体制の実施状況が把握できる資料
		[分析項目5-2-2] 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること	学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制 生活支援制度の学生への周知の状況(刊行物、プリント、掲示等) 生活支援制度の利用実績 経済面の援助の学生への周知の状況(刊行物、プリント、掲示等)

領域	基準	分析項目	確認事項
			経済面の援助の利用実績 障害のある学生等に対する特別措置や組織的対応状況
		[分析項目5-2-3] 各種ハラスメントに関して、被害者又は相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること	各種ハラスメント等の相談体制や対策方法(取扱要項等)

7. 2023 年度開講科目担当表

※短縮（2年制）コース新入生の年次は、2年次とする。
 ※担当者欄の*印は兼任講師（非常勤講師）を示す。
 ※前半は学期の前半，後半は学期の後半に授業を行うことを示す。
 ※単位欄の★は、2019以降入学の3年制コースについてのみ当てはまることを示す。
 ※単位欄の☆は 2021 年度以降未修/2022 年度既修入学者に当てはまることを示す。
 ※読み替え科目については P. 39 を確認すること。

登録番号	授 業 科 目 名	ナンバ リング	単 位			開 講 期	担 当 者		履 修 年 次	備 考
			必 修	選 必	選 択		氏 名			
法 律 基 本 科 目										
〈基礎科目〉										
LWS10100	憲法基礎	PBL701-10j00	4			春	卷 美 矢 紀	1	週 2 回	
LWS10200	行政法基礎	PBL702-10j00	2			春	大 橋 真由美	1・2		
LWS10300	民法基礎 I	CVL701-10j00	4			春	溝 渕 将 章	1	週 2 回	
LWS10401	民法基礎 II	CVL702-10j00	3			秋	永 下 泰 之	1	週 2 回	
LWS10500	民法基礎 III	CVL703-10j00	2			秋	羽 生 香 織	1		
LWS10501	民法基礎 IV	CVL704-10j00	1			春	永 下 泰 之	1	春学期後半	
LWS10600	商法基礎	CML701-10j00	4			秋	土 田 亮	1	週 2 回	
LWS10700	民事訴訟法基礎	CPL701-10j00	4			秋	田 頭 章 一	1	週 2 回	
LWS10800	刑法基礎	CRL701-10j00	4			春	伊 藤 涉	1	週 2 回	
LWS11000	刑事訴訟法基礎 I	CRL702-10j00	2			秋	朝 山 芳 史	1	秋学期前半 週 2 回 注 3	
LWS11100	刑事訴訟法基礎 II	CRL702-10j00	2			秋	朝 山 芳 史	1	秋学期後半 週 2 回	
〈応用科目〉										
LWS20100	憲法	PBL703-10j00	2			春	上 田 健 介	2		
LWS20200	行政法	PBL704-10j00	2			秋	*平 裕 介	2・3	注 7	
LWS20301	民法 A	CVL705-10j00	2			春	伊 藤 栄 寿	2		
LWS20401	民法 B	CVL706-10j00	2			春	永 下 泰 之	2		
LWS20501	民法 C	CVL713-10j00	2			秋	溝 渕 将 章	2		
LWS21501	商法 A	CML702-10j00	2			春	早 川 咲 耶	2・3	注 7	
LWS21601	商法 B	CML703-10j00	1			秋	早 川 咲 耶	2・3	秋学期前半 注 3 注 7	
LWS20601	民事訴訟法 A	CPL702-10j00	2			春	原 強	2・3	注 7	
LWS20701	民事訴訟法 B	CPL703-10j00	1			秋	安 西 明 子	2・3	秋学期前半 注 3 注 7	

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位			開講期	担当者	履修年次	備考
			必修	選必	選択		氏名		
LWS20800	刑法	CRL703-10j00	2			春	佐藤 結美	2	
LWS21401	刑事訴訟法 A	CRL704-10j00	2			春	岩下 雅充	2・3	注7
LWS21402	刑事訴訟法 B	CRL712-10j00	1			秋	岩下 雅充	2・3	秋学期前半 注3 注7
LWS55700	公法総合 I	PBL708-10j00		1		春	筑上 紫圭一 田 健一介	3	春学期前半 輪講
LWS55710	公法総合 II	PBL709-10j00		1		秋	筑上 紫圭一 田 健一介	3	秋学期前半 輪講
LWS55800	民法法総合 I	CVL715-10j00		2		春	田頭 章一夫 対木 和泰之 永下 亮 土 田	3	輪講
LWS55810	民法法総合 II	CVL716-10j00		2		秋	田頭 章一夫 対木 和泰之 永下 亮 土 田	3	輪講
LWS55900	刑事法総合 I	CRL714-10j00		1		春	佐藤 結美 朝山 芳史	3	春学期前半 輪講
LWS55910	刑事法総合 II	CRL715-10j00		1		秋	佐藤 結美 朝山 芳史	3	秋学期前半 輪講
LWS61610	法学実務基礎 A	SEP726-10j00	1 ★		1	春	コーディネータ 岩下 雅充 土田 亮 *新沼 径 *南谷 英幸 *田仲 剛 *横手 聡	1	輪講 春学期集中
LWS61710	法学実務基礎 B	SEP727-10j00	2 ★		2	秋	コーディネータ 佐藤 結美 卷美 矢紀 永下 泰之 *金谷 洋行 *浦西 智 *松井 智介 *小寺 悠介 *南谷 英幸 *横手 聡	1	輪講 隔週
LWS21700	法学実務演習 I 【A クラス】	SEP722-10j00	1 ☆			春	宍戸 博幸	2	隔週

登録番号	授 業 科 目 名	ナンバ リング	単 位			開 講 期	担 当 者	履 修 年 次	備 考
			必 修	選 必	選 択		氏 名		
LWS21701	法学実務演習Ⅰ【Bクラス】	SEP722-10j00	1 ☆			春	コーディネータ 土田 亮 *松井 智 *吉峯 裕 *北澤 彩	2	輪講 隔週
LWS21800	法学実務演習Ⅱ【Aクラス】	SEP723-10j00	1 ☆			秋	宍戸 博幸	2	隔週
LWS21801	法学実務演習Ⅱ【Bクラス】	SEP723-10j00	1 ☆			秋	コーディネータ 土田 亮 *松井 智 *吉峯 裕 *北澤 彩	2	輪講 隔週
LWS30600	法学実務演習Ⅲ【Aクラス】	SEP724-10j00	1 ☆			春	宍戸 博幸	3	春学期前半
LWS30601	法学実務演習Ⅲ【Bクラス】	SEP724-10j00	1 ☆			春	コーディネータ 土田 亮 *田仲 剛 *大見 愛 *原田 聖哉	3	輪講 隔週
LWS30700	法学実務演習Ⅳ【Aクラス】	SEP725-10j00	1 ☆			秋	宍戸 博幸	3	隔週
LWS30701	法学実務演習Ⅳ【Bクラス】	SEP725-10j00	1 ☆			秋	コーディネータ 土田 亮 *田仲 剛 *大見 愛 *原田 聖哉	3	輪講 隔週
LWS60900	論文演習Ⅰ	SEP728-10j00			1	春	宍戸 博幸	2	集中科目 注6 履修制限有
LWS60910	論文演習Ⅱ	SEP729-10j00			1	秋	宍戸 博幸	2	集中科目 注6 履修制限有
法 律 基 本 科 目 (選 択 科 目)									
LWS61800	民法基礎演習	CVL708-10j00		1 ★	1	秋	永下 泰之	1	秋学期後半
LWS61900	民事訴訟理論と実務	CPL704-10j00		2 ★	2	春	原 強	1~3	
LWS69100	民法演習	CVL714-10j00			2	秋	永下 泰之	2	
LWS69104	憲法演習	PBL710-10j00			1	秋	上田 健介	2	隔週
LWS69101	商法演習	CML707-10j00			1	秋	早川 咲耶	2	秋学期後半
LWS69105	刑法演習	CRL716-10j00			1	秋	佐藤 結美	2	隔週
LWS69103	刑事訴訟法演習	CRL713-10j00			1	秋	小林 俊彦	2	秋学期後半
LWS69102	民事訴訟法演習	CPL708-10j00			1	秋	安西 明子	2	秋学期後半

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位			開講期	担当者		履修年次	備考
			必修	選必	選択		氏名			
LWS62500	企業取引法	CML704-10j00			2	春	伊藤 雄司	3		
法律実務基礎科目										
LWS21100	法曹倫理	SEP703-10j00	2			春	朝山 芳史 岩崎 政孝 小 林 俊彦	2	輪講	
LWS30400	訴訟実務基礎（民事）	SEP704-10j00	2			春	*松井 俊洋	2		
LWS30501	訴訟実務基礎（刑事）	SEP705-10j00	2			秋	朝山 芳史 岩崎 政孝 小 林 俊彦	2・3	輪講	
LWS60201	会社法と実務	SEP706-10j00			2	春	*遠藤 元一	3		
LWS63700	法律文書作成の基礎	SEP707-10j00	1 ★		1	春	*寺澤 春香 *蔭山 枝里奈	1・2	輪講，春学期前半 注3	
LWS61200	行政法と実務	PBL706-10j00			1	休		2・3	隔年開講，前半科目 注3	
LWS61300	環境法と実務	ENL712-10j00			1	休		2・3	隔年開講，春学期前半 注3	
LWS51100	刑事実務	CRL708-10j00			2	秋	朝山 芳史 小 林 俊彦	3	輪講	
LWS63100	ビジネス法務演習	SEP709-10j00			2	秋	早川 咲耶 *対木 和夫 *前田 夫博	1～3	輪講	
〈I群〉										
LWS50600	模擬裁判（民事）	SEP710-10j00		2		秋	原岩 強 *松崎 政孝 井 俊洋	3	隔週 共同担当 注1	
LWS50700	模擬裁判（刑事）	SEP711-10j00		2		秋	朝山 芳史 岩崎 政孝 小 林 俊彦	3	共同担当 注1	
〈II群〉										
LWS50800	ネゴシエイション・ロイヤリング	SEP712-10j00		2		春	対木 和夫 森下 哲朗	3	春学期集中 共同担当 注1	

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位	開講期	担当者	履修年次	備考
LWS51201	リーガルクリニック	SEP713-10j00	2	秋	コーディネータ 原 強 岩 孝 *大 崎 政 *森 榑 健 *伊 岡 耕 藤 一 太 彩	3	隔週 共同担当 注1
LWS5133S	エクスターンシップ I (法曹)	SEP714-10j00	1	春	対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5133A	エクスターンシップ I (法曹)	SEP714-10j00	1	秋	北 村 喜 宣 対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5134S	エクスターンシップ I (企業等)	SEP715-10j00	1	春	対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5134A	エクスターンシップ I (企業等)	SEP715-10j00	1	秋	北 村 喜 宣 対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5135S	エクスターンシップ I (公務)	SEP716-10j00	1	春	対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	1～3	春学期集中講義 注1
LWS5135A	エクスターンシップ I (公務)	SEP716-10j00	1	秋	北 村 喜 宣 対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	1～3	秋学期集中講義 注1
LWS5136S	エクスターンシップ II (法曹)	SEP717-10j00	1	春	対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5136A	エクスターンシップ II (法曹)	SEP717-10j00	1	秋	北 村 喜 宣 対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	秋学期集中講義 注1
LWS5137S	エクスターンシップ II (企業等)	SEP718-10j00	1	春	対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	春学期集中講義 注1
LWS5137A	エクスターンシップ II (企業等)	SEP718-10j00	1	秋	北 村 喜 宣 対 木 和 夫 宍 戸 博 幸 *石 井 禎 *権 田 光 洋	2・3	秋学期集中講義 注1

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位	開講期	担当者	履修年次	備考
LWS5138S	エクスターンシップⅡ（公務）	SEP719-10j00	1	春	対木和夫 *穴戸博 *権井光 *権田光 *権洋	1～3	春学期集中講義 注1
LWS5138A	エクスターンシップⅡ（公務）	SEP719-10j00	1	秋	北村喜宣 *対木和夫 *穴戸博 *権井光 *権田光 *権洋	1～3	秋学期集中講義 注1
LWS51400	国際仲裁・ADR	SEP720-10j00	2	秋	森下哲朗 *対木和夫 *森口大樹 *森聡	2・3	秋学期集中講義 注1
基礎法学・隣接科目							
LWS51500	比較法（EU法）	JUR701-10j00	2	春	東史彦	1～3	隔年開講
LWS51600	英米法	JUR702-10j00	2	秋	*萬澤陽子	1～3	オンデマンド授業
LWS51700	法哲学	JUR703-10j00	2	秋	奥田純一郎	1～3	
LWS51800	法社会学	JUR704-10j00	2	秋	*太田勝造	1～3	注5
LWS51900	法と経済学	JUR705-10j00	2	春	*加賀見一彰	1～3	注5
LWS55100	西洋法制史	JUR706-10j00	2	秋	松本尚子	1～3	
展開・先端科目							
（社会経済法系）甲群							
LWS54902	労働法基礎	SCL701-10j00	1	春	永野仁美 富永晃一	1～3	春学期後半
LWS52000	労働法Ⅰ	SCL702-10j00	2	秋	富永晃一	2・3	秋学期前半 週2回 注3
LWS52100	労働法Ⅱ	SCL703-10j00	2	秋	富永晃一	2・3	秋学期後半 週2回
LWS52200	租税法Ⅰ	SCL704-10j00	2	春	*南繁樹	2・3	
LWS52300	租税法Ⅱ	SCL705-10j00	2	秋	*南繁樹	2・3	
LWS52400	経済法Ⅰ	SCL706-10j00	2	春	楠茂樹	2・3	
LWS52500	経済法Ⅱ	SCL707-10j00	2	秋	楠茂樹	2・3	
LWS52600	知的財産権法Ⅰ	SCL708-10j00	2	春	駒田泰土	2・3	
LWS52700	知的財産権法Ⅱ	SCL709-10j00	2	秋	駒田泰土	2・3	
LWS52800	倒産処理法	SCL710-10j00	4	春	田頭章一	2・3	
LWS52900	民事執行・保全法	SCL711-10j00	2	春	原強	2・3	

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位	開講期	担当者	履修年次	備考
LWS53000	スポーツ・エンタテインメント法	SCL712-10j00	1	春	コーディネータ 森下哲朗 *松井真一 *松田俊治 *殿村桂司 *服部薫 *穴戸一樹	1~3	春学期前半 輪講 注3 注4 注5
LWS54800	金融法	SCL713-10j00	2	秋	森下哲朗 *早川咲耶 *井上元康 *藤田元康	2・3	輪講 注5
LWS55200	労働法演習	SCL714-10j00	1	春	富永晃一	2・3	春学期前半 注3
(国際関係法系) 乙群							
LWS53200	国際法基礎	INL701-10j00	2	春	江藤淳一	1~3	
LWS55600	国際私法基礎	PIL701-10j00	1	春	出口耕自	1~3	春学期前半 注3
LWS53300	国際取引法	PIL702-10j00	2	秋	*小川和茂	2・3	
LWS53400	国際私法	PIL703-10j00	2	春	出口耕自	2・3	
LWS53500	国際家族法	PIL704-10j00	1	秋	出口耕自	2・3	秋学期後半
LWS53600	国際人権法	INL702-10j00	1	秋	江藤淳一	2・3	秋学期前半 注3
LWS53700	国際経済法	INL703-10j00	2	休		2・3	
(環境法系) 丙群							
LWS54000	環境法基礎	ENL701-10j00	2	春	筑紫圭一	1~3	
LWS54100	環境法政策	ENL702-10j00	2	秋	北村喜宣	2・3	
LWS54200	環境訴訟	ENL703-10j00	2	秋	越智敏裕	2・3	
LWS54300	企業環境法	ENL704-10j00	2	春	筑紫圭一	2・3	
LWS54400	国際環境法	ENL705-10j00	2	秋	堀口健夫	2・3	
MGGE6025	環境リスクマネジメント	ENL706-10j00	2	秋	織 朱 實	1~3	(他) 地球環境学専攻 注2
LWS54500	環境刑法	ENL707-10j00	1	休		2・3	
LWS54600	比較環境法	ENL708-10j00	2	秋	*及川敬貴	2・3	隔年開講 オンライン授業
LWS54700	自然保護法	ENL701-10j00	2	秋	桑原勇進	2・3	
LWS55300	まちづくり法と実務	ENL709-10j00	2	休		2・3	隔年開講
LWS55400	廃棄物・リサイクル法	ENL710-10j00	2	秋	北村喜宣	2・3	
LWS55500	環境法の現代的課題	ENL711-10j00	2	秋	越智敏裕	2・3	

登録番号	授業科目名	ナンバリング	単位	開講期	担当者	履修年次	備考
その他							
LWS60600	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS	PIL706-10e00	1	秋	コーディネータ 森下哲朗 *VICKI L. Beyer *GILMORE David Andrew *細川兼嗣	1~3	☆ 秋学期前半 輪講 注3 注5
LWS61500	特殊講義（警察活動と法実務）	LAW701-10j00	1	秋	*金山泰介	2・3	秋学期前半 注3
研究・論文							
LWS60701	自主研究・論文作成	IDR701-10j00	2	秋	巻美矢紀	3	
LWS60704	自主研究・論文作成	IDR701-10j00	2	秋	佐藤結美	3	
LWS60705	自主研究・論文作成	IDR701-10j00	2	秋	早川咲耶	3	
LWS60706	自主研究・論文作成	IDR701-10j00	2	休		3	
LWS60710	自主研究・論文作成	IDR701-10j00	2	秋	土田亮	3	
LWS60711	自主研究・論文作成	IDR701-10j00	2	秋	永下泰之	3	

☆：この授業は英語で行う。

(他)：他専攻開講科目

注1. この科目は履修中止できない。

注2. この科目は法科大学院の授業日程と異なる場合があるので、事前に法科大学院事務室に確認すること。

注3. 履修中止期間注意（申請期間：P. 18 参照）。

注4. 科目名の変更にもなう重複履修不可の科目があるため、P. 39～を参照すること。

注5. この科目は法学部「法曹コース」との共同開講科目となる。

注6. この科目は法曹コース等の学生のみが履修できる。

注7. この科目は2年次または3年次に履修することができる。ただし総合科目の前提科目につき注意すること（P. 38～）。

カリキュラム・マップ(カリキュラムとディプロマ・ポリシーとの対応一覧表)

所属	履修度	科目コード	ナンバリング	科目名	単位数	備考	DP1	DP2	DP3	DP4	DP5
専門職学位課程 法学研究科	必修	E01010	PBL701-10j00	憲法基礎	4	標準(3年制)コースのみ必修	○		○		
		E01020	PBL702-10j00	行政法基礎	2		○				
		E01030	CVL701-10j00	民法基礎 I	4	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01041	CVL702-10j00	民法基礎 II	3	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01050	CVL703-10j00	民法基礎 III	2	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01051	CVL704-10j00	民法基礎 IV	1	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01060	CML701-10j00	商法基礎	4	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01070	CPL701-10j00	民事訴訟法基礎	4	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01080	CRL701-10j00	刑法基礎	4	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01092	CRL709-10j00	刑事訴訟法基礎 I	2	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01093	CRL710-10j00	刑事訴訟法基礎 II	2	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01971	SEP726-10j00	法学実務基礎A	1	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01981	SEP727-10j00	法学実務基礎B	2	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01802	SEP707-10j00	法律文書作成の基礎	1	標準(3年制)コースのみ必修	○				
		E01111	PBL703-10j00	憲法	2		○		○		
		E01121	PBL704-10j00	行政法	2		○				
		E01180	CRL703-10j00	刑法	2		○				
		E01141	CVL711-10j00	民法A	2		○				
		E01142	CVL712-10j00	民法B	2		○				
		E01143	CVL713-10j00	民法C	2		○				
E01161	CPL706-10j00	民事訴訟法A	2		○						
E01171	CPL707-10j00	民事訴訟法B	1		○						
E01191	CRL711-10j00	刑事訴訟法A	2		○						
E01193	CRL712-10j00	刑事訴訟法B	1		○						
E01153	CML705-10j00	商法A	2		○						
E01154	CML706-10j00	商法B	1		○						
E02120	SEP722-10j00	法学実務演習 I	1		○						
E02121	SEP723-10j00	法学実務演習 II	1		○						
E02123	SEP724-10j00	法学実務演習 III	1		○						
E02124	SEP725-10j00	法学実務演習 IV	1		○						
E01200	SEP703-10j00	法曹倫理	2		○	○	○				
E01230	SEP704-10j00	訴訟実務基礎(民事)	2		○	○	○		○		
E01240	SEP705-10j00	訴訟実務基礎(刑事)	2		○	○	○		○		
選択	E01252	PBL708-10j00	公法総合 I	1		○					
		PBL709-10j00	公法総合 II	1		○					
		CVL715-10j00	民事法総合 I	2		○					
		CVL716-10j00	民事法総合 II	2		○					
		CRL714-10j00	刑事法総合 I	1		○					
		CRL715-10j00	刑事法総合 II	1		○					
		SEP710-10j00	模擬裁判(民事)	2		○	○	○		○	
		SEP711-10j00	模擬裁判(刑事)	2		○	○	○		○	
		SEP712-10j00	ネゴシエーション・ロイヤリング	2		○	○	○	○	○	
		SEP713-10j00	リーガルクリニック	2		○	○	○	○	○	
		SEP714-10j00	エクスターンシップ I(法曹)	1		○	○	○	○	○	
		SEP715-10j00	エクスターンシップ I(企業等)	1		○	○	○	○	○	
		SEP716-10j00	エクスターンシップ I(公務)	1		○	○	○	○	○	
		SEP717-10j00	エクスターンシップ II(法曹)	1		○	○	○	○	○	
		SEP718-10j00	エクスターンシップ II(企業等)	1		○	○	○	○	○	
		SEP719-10j00	エクスターンシップ II(公務)	1		○	○	○	○	○	
		SEP720-10j00	国際仲裁・ADR	2		○	○	○	○	○	
		JUR707-10j00	比較法(EU法)	2		○		○			
		JUR702-10j00	英米法	2		○		○			
		JUR703-10j00	法哲学	2		○		○			
JUR704-10j00	法社会学	2		○		○					
JUR705-10j00	法と経済学	2		○		○					
JUR706-10j00	西洋法制史	2		○		○					
ENL701-10j00	環境法基礎	2		○		○					
ENL702-10j00	環境法政策	2		○		○					
ENL703-10j00	環境訴訟	2		○		○					
ENL704-10j00	企業環境法	2		○		○					
ENL705-10j00	国際環境法	2		○		○					
ENL706-10j00	環境刑法	1		○		○					
ENL707-10j00	比較環境法	2		○		○					
ENL708-10j00	自然保護法	2		○		○					
ENL709-10j00	まちづくり法と実務	2		○		○					
ENL710-10j00	廃棄物・リサイクル法	2		○		○					
ENL711-10j00	環境法の現代的課題	2		○		○		○			
ENV624-94j00	環境リスクマネジメント	2	(他)	○		○					
INL701-10j00	国際法基礎	2		○		○					
PIL701-10j00	国際私法基礎	1		○		○					
PIL702-10j00	国際取引法	2		○		○					
PIL703-10j00	国際私法	2		○		○					
PIL704-10j00	国際家族法	1		○		○					
INL702-10j00	国際人権法	1		○		○					
INL703-10j00	国際経済法	2		○		○					
SCL715-10j00	労働法基礎	1		○		○					
SCL702-10j00	労働法 I	2		○		○					
SCL703-10j00	労働法 II	2		○		○					
SCL704-10j00	租税法 I	2		○		○					
SCL705-10j00	租税法 II	2		○		○					
SCL706-10j00	経済法 I	2		○		○					
SCL707-10j00	経済法 II	2		○		○					
SCL708-10j00	知的財産権法 I	2		○		○					
SCL709-10j00	知的財産権法 II	2		○		○					
SCL710-10j00	倒産処理法	4		○		○					
SCL711-10j00	民事執行・保全法	2		○		○					
SCL712-10j00	スポーツ・エンタテインメント法	1						○			
SCL713-10j00	金融法	2						○			
SCL714-10j00	労働法演習	1		○							
PIL706-10e00	LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS	1				○	○	○	○		
LAW701-10j00	特殊講義(警察活動と法実務)	1				○		○	○		
IDR701-10j00	自主研究・論文作成	2				○		○	○		
SEP706-10j00	会社法と実務	2						○	○		
PBL706-10j00	行政法と実務	1						○	○		
ENL712-10j00	環境法と実務	1						○	○		
SEP709-10j00	ビジネス法務演習	2					○	○	○		
CRL708-10j00	刑事実務	2						○	○		
CVL708-10j00	民法基礎演習	1				○					
CPL704-10j00	民事訴訟理論と実務	2				○					
CML704-10j00	企業取引法	2				○					
SEP728-10j00	論文演習 I	1				○					
SEP729-10j00	論文演習 II	1				○					
CML707-10j00	商法演習	1				○					
PBL710-10j00	憲法演習	1				○		○			
CVL714-10j00	民法演習	2				○					
CRL713-10j00	刑事訴訟法演習	1				○					
CRL716-10j00	刑法演習	1				○					
CPL708-10j00	民事訴訟法演習	1				○					

DP1

裁判官、検察官、弁護士をはじめとする法律家として社会で幅広く活躍できる専門的知識、思考力および技能を身につけていること

DP2

高い倫理感と、専門家としての強い責任感を備えていること

DP3

キリスト教ヒューマニズムを基盤として、人類普遍の価値である、人権の尊重、国際的協調、環境問題解決への関心を持ち、これら課題について理解し、問題解決についての専門的な知識を有し、議論をする力を身につけるとともに、物事の本質を見極めることができる智を備えること

DP4

先端的な法律問題についての知見を有し、問題解決に繋がる応用力を有すること

DP5

専門的知識に加え、幅広い知的好奇心とそれを生かすコミュニケーション能力を備え、高い実務対応能力を有する法律家として活躍する力を身につけていること

Level

- DP1** 行政法基礎
- 民法基礎 I (未修1年のみ必修)
 - 民法基礎 II (未修1年のみ必修)
 - 民法基礎 III (未修1年のみ必修)
 - 民法基礎 IV (未修1年のみ必修)
 - 商法基礎 (未修1年のみ必修)
 - 民事訴訟法基礎 (未修1年のみ必修)
 - 刑法基礎 (未修1年のみ必修)
 - 刑事訴訟法基礎 I (未修1年のみ必修)
 - 刑事訴訟法基礎 II (未修1年のみ必修)
 - 法学実務基礎 A (未修1年のみ必修)
 - 法学実務基礎 B (未修1年のみ必修)
 - 行政法
 - 刑法
 - 民法 A
 - 民法 B
 - 民法 C
 - 民事訴訟法 A
 - 民事訴訟法 B
 - 刑事訴訟法 A
 - 刑事訴訟法 B
 - 商法 A
 - 商法 B
 - 法学実務演習 I
 - 法学実務演習 II
 - 法学実務演習 III
 - 法学実務演習 IV
 - 公法総合 I
 - 公法総合 II
 - 民事法総合 I
 - 民事法総合 II
 - 刑事法総合 I
 - 刑事法総合 II
 - 労働法基礎
 - 労働法 I
 - 労働法 II
 - 租税法 I
 - 租税法 II
 - 経済法 I
 - 経済法 II
 - 知的財産権法 I
 - 知的財産権法 II
 - 倒産処理法
 - 民事執行・保全法
 - 労働法演習
 - 民法基礎演習
 - 民事訴訟理論と実務
 - 企業取引法
 - 論文演習 I
 - 論文演習 II
 - 商法演習
 - 民法演習
 - 刑事訴訟法演習
 - 刑法演習
 - 民事訴訟法演習

DP1 法曹倫理

DP1 ネゴシエーション・ロイヤリング

DP1 訴訟実務基礎 (民事)

DP2 訴訟実務基礎 (刑事)

DP3 模擬裁判 (民事)

DP5 模擬裁判 (刑事)

DP1 環境法の現代的課題

DP1 憲法基礎 (未修1年のみ必修)

DP3 憲法

- 比較法 (EU 法)
- 英米法
- 法哲学
- 法社会学
- 法と経済学
- 西洋法制史
- 環境法基礎
- 環境法政策
- 環境訴訟
- 企業環境法
- 国際環境法
- 環境刑法
- 比較環境法
- 自然保護法
- まちづくり法と実務
- 廃棄物・リサイクル法
- 国際法基礎
- 国際私法基礎
- 国際取引法
- 国際私法
- 国際家族法
- 国際人権法
- 国際経済法
- 憲法演習

DP2 リーガルクリニック

DP3 エクスターンシップ I (法曹)

DP4 エクスターンシップ I (企業等)

DP5 エクスターンシップ I (公務)

エクスターンシップ II (法曹)

エクスターンシップ II (企業等)

エクスターンシップ II (公務)

国際仲裁・ADR

LAW AND PRACTICE OF INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS

DP3 ビジネス法務演習

DP1 自主研究・論文作成

DP4

DP4 スポーツ・エンタテインメント法

金融法

DP4 会社法と実務

DP5 行政法と実務

環境法と実務

刑事実務

DP1 法律文書作成の基礎 (未修1年のみ必修)

DP5

DP1 環境リスクマネジメント

DP3

700

600

授業の概要／Course description

科目基礎情報／Course information

開講元学部／Faculty	専門職学位課程法学研究科／GRADUATE SCHOOL OF LAW
開講元学科／Department	
登録コード／Registration Code	LWS10100
期間／Period	2023年度／Academic Year 春学期／SPRING
学期／Semester	春学期／SPRING
曜限／Period	火／Tue 1, 金／Fri 1
教室／Classroom	火1 :2-203／2-203, 金1 :2-203／2-203
科目名／Course title	憲法基礎*／BASIC: CONSTITUTIONAL LAW
授業形態／Course Type	講義／Lecture
科目ナンバリング／Course Numbering	PBL701-10j00
レベル／Level	700
教員表示名	巻 美矢紀
主担当教員名／Instructor	巻 美矢紀／MAKI MISAKI
単位数／Credits	4
更新日／Date of renewal	2023/02/18

講義概要情報／Course description

授業実施方法 ／Class format	対面授業／Face-to-face classes only
授業実施方法に係る追加情報 ／Additional information concerning the class format	Loyolaに掲示する。
キーワード ／Keywords	公法(52), 憲法 人権 統治
アクティブ・ラーニングの実施 ／Active Learning	あり／Yes
授業の概要 ／Course description	近代憲法は、「権利の保障」と「権力の分立」を不可欠の要素とする。これら2つの原理は、その後、さまざまな現代的変容をこうむることになるが、今なお、憲法の根幹をなす基本原理である。この授業では、それを意識しつつ、かかる憲法として位置づけられる日本国憲法について解説する。限られた時間数から、「権利の保障」にウェイトを置き、しかも、細部の議論については割愛せざるをえないが、できる限り具体的な事例との関係で説明しつつ、体系的な視点も示し、原理の理解が深まるように努めたい。 授業冒頭で、前回の復習として、10分程度の質疑応答を行う。

<p>ディプロマ・ポリシー（DP）との関連（対応するポリシーは、科目開講元のポリシーである。借入れ科目の場合は、カリキュラムマップを参照のこと） /Correspondence to Diploma Policy of the offering Faculty and Department (Students who belong to other faculties and departments, check Curriculum Map of your faculty and department)</p>	<p>DP1,DP3</p>
<p>到達目標（授業の目標） /Course objectives</p>	<p>○判例および学説について基本的な知識を得るとともに、近年の議論状況についても把握する。 ○比較的簡単な事例問題につき、判例・学説をふまえた分析・検討を行うことができる。</p>
<p>授業時間外（予習・復習等）の学習 /Expected work outside of class</p>	<p>予習として、教科書の該当項目、判例百選の該当判例の〈事実の概要〉及び〈判旨〉を読み、レジユメに目を通して、よくわからない部分を意識化して、授業に臨む。 復習として、レジユメをベースに、教科書や百選を利用して学説や判例のポイントをまとめ、短答式の問題に取り組む。比較的簡単な事例問題にも挑戦してみる。 ＊授業で扱えなかった項目については自学すること。 その他、TKCを通じて適宜指示する。</p>
<p>授業1回あたりの授業時間外（予習・復習等）の学習時間 /Length of time for work expected outside per class</p>	<p>予習：30分、復習：160分</p>
<p>他学部・他研究科受講可否 /Other departments' students</p>	<p>不可/No ※要覧記載の履修対象とする年次を確認すること。 Please make sure to confirm the student year listed in the bulletin.</p>
<p>評価基準・割合 /Evaluation</p>	<p>授業参加/Class participation (10.0%) (定期試験期間中) 定期試験/Final exam (during exam period) (50.0%) (授業期間中) 中間試験/Mid-term exam (20.0%) 小テスト等/Quizzes.etc. (20.0%) その他/Others(in detail) : 法科大学院の成績評価基本原則による。 小テスト20.0% (3回実施。第1回は4月下旬、第2回は5月下旬、第3回は7月上旬を予定。詳細はTKCに掲示する。出題は、簡単な記述式と短答式。)</p>
<p>テキスト（教科書）/Textbook</p>	<p>自由記述/Free Text : テキストは授業で使用する。</p>
<p>テキスト（教科書）1/ Textbook1</p>	<p>著者名/Authors : 安西文雄 = 巻美矢紀 = 穴戸常寿 書名/Title : 『憲法学読本〔第3版〕』 出版社・出版年/Publisher.Year : 有斐閣・2018</p>

<p>テキスト（教科書）2/ Textbook2</p>	<p>著者名／Authors : 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編 書名／Title : 『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ〔第7版〕』 出版社・出版年／Publisher.Year : 有斐閣・2019</p>
<p>参考書／Readings</p>	<p>自由記述／Free Text : 授業やT K Cを通じて、適宜、参考文献を示す。</p>
<p>参考書1／Readings1</p>	<p>著者名／Authors : 芦部信喜〔高橋和之補訂〕 書名／Title : 『憲法〔第7版〕』 出版社・出版年／Publisher.Year : 岩波書店・2019</p>

講義スケジュール／Schedule

<p>授業計画／Class schedule</p>	<p>1.人権の主体 人権総論として、外国人や団体（法人）の人権主体性について説明する。 〔到達目標〕 ○人権の主体について、関連判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。</p>
	<p>2.人権の適用範囲および限界 人権総論として、私人間における人権の効力、および公務員関係などの特別な法律関係、人権の限界について説明する。 〔到達目標〕 ○人権の私人間効力、特別な法律関係、「公共の福祉」について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。</p>
	<p>3.幸福追求権 憲法13条前段の「個人の尊重」の体系的な位置づけについて説明するとともに、プライバシー権などの「新しい人権」の法的根拠となる、憲法13条後段の幸福追求権について説明する。 〔到達目標〕 ○日本国憲法の憲法上の権利について体系的な理解をする。 ○「新しい人権」の法的根拠、保障範囲・程度、限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。</p>
	<p>4.法の下での平等（1） 憲法14条1項の「法の下での平等」について説明する。 〔到達目標〕 ○「法の下での平等」の意味について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。</p>
	<p>5.法の下での平等（2） 憲法14条1項の「法の下での平等」および憲法24条について、近年の判例を中心に説明する。 〔到達目標〕 ○憲法14条1項の「法の下での平等」および憲法24条に関する、近年の判例の基本的なポイントを理解する。</p>
	<p>6.思想・良心の自由 人権各論として、内面的な精神活動に関する一般的保障規定と解されてきた、憲法19条の思想・良心の自由について説明する。</p>

〔到達目標〕

○思想・良心の自由の意義、保障内容、制約類型、限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

7.信教の自由

人権各論として、精神的自由のうち宗教に関する特別規定とされる、憲法20条の信教の自由について説明する。

〔到達目標〕

○信教の自由の意義、保障内容、制約類型、限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

8.政教分離

人権とは区別される、客観法としての政教分離について説明する。

〔到達目標〕

○政教分離原則の意義、法的性格、内容、政教の結びつきが許される限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

9.表現の自由（1）

人権各論として、外面的な精神活動に関する一般的保障規定と解されている、憲法21条の表現の自由について、意義、事前抑制と検閲との関係、明確性の理論などを説明する。

〔到達目標〕

○表現の自由の意義について、人格価値や民主制と関連づけて説明できる。
○表現の自由に関する、事前抑制と検閲との関係、明確性の理論について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

10.表現の自由（2）

表現の自由について、内容規制／内容中立規制二分論、内容規制のうち定義づけ衡量が妥当すべきものなどを説明する。

〔到達目標〕

○内容規制／内容中立規制二分論について、内容および根拠などの基本的なポイントを理解する。
○扇動に関するブランデンバーク原則などの定義づけ衡量について、位置づけおよび内容などを理解する。

11.表現の自由（3）

マスメディアの自由など、表現の自由の現代的展開について説明する。

〔到達目標〕

○表現の自由の現代的展開としての、「知る権利」やアクセス権、報道の自由や取材の自由、放送の自由について、判例や主要な学説の基本的なポイントを理解する。

12.集会・結社の自由、通信の秘密、学問の自由

人権各論として、集会・結社の自由（憲法21条1項）、通信の秘密（憲法21条2項）、学問の自由（憲法23条）について説明する。

〔到達目標〕

○集会・結社の自由、通信の秘密、学問の自由それぞれの意義、保障内容、限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

13.職業の自由

人権各論として、経済的自由の一つである、憲法22条1項の職業の自由、お

よび複合的性格を有する居住・移転の自由について説明する。

〔到達目標〕

○職業の自由の意義、保障内容、制約類型、限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

○居住・移転の自由の、複合的性格、限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

14.財産権

人権各論として、経済的自由の一つである、憲法29条の財産権について説明する。

〔到達目標〕

○財産権の意義、保障内容、限界、および損失補償について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

15.*中間テスト

〔到達目標〕

○第14回までの内容に関する基本的な理解を確認する。

16.人身の自由と刑事手続上の諸権利

人権各論として、憲法31条以下で保障される、人身の自由と刑事手続上の諸権利について説明する。

〔到達目標〕

○奴隷的拘束・苦役からの自由の意義、保障内容、限界について、関連する具体的事例や判例を踏まえつつ説明できる。

○適正手続の意義、保障内容、行政手続への妥当性について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

○憲法の定める被疑者および被告人の権利について、関連する法律や判例を踏まえつつ説明できる。

17.国務請求権, 生存権

人権各論として、国務請求権、および社会権のうち、憲法25条の生存権について説明する。

〔到達目標〕

○裁判を受ける権利、国家賠償請求権などについて、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

○生存権の意義、法的性格、保障のあり方（憲法25条1項と2項の関係に関する議論を含む）について、裁判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

18.教育を受ける権利, 労働基本権

人権各論として、社会権のうち、憲法26条の教育を受ける権利, 28条の労働基本権について説明する。

〔到達目標〕

○教育を受ける権利の意義、保障内容、教育決定権の所在について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

○労働基本権の意義、保障内容、限界（公務員に対する制限、労働組合の統制権の限界）について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

19. 参政権と統治の基本原則

人権各論として、参政権について説明するとともに、統治総論として、統治の基本原則について概説する。

〔到達目標〕

- 参政権の意義・内容、選挙権の法的性格、選挙の基本原則について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。
- 権力分立の意義、歴史的経緯、現代の変容の基本的なポイントを理解する。
- 国民代表の意味、選挙制度について、関連法律や判例をふまえて、主要な学説の基本的なポイントを理解する。
- 政党の意義および性格について、関連法律や判例をふまえて、主要な学説の基本的なポイントを理解する。

20. 国会（1）

統治各論として、国会の地位などについて説明する。

〔到達目標〕

- 憲法41条に関する国会の地位の解釈について、主要な学説の基本的なポイントを理解する。

21. 国会（2）

統治各論として、二院制や議院の権能、および国会議員の地位や権能などについて説明する。

〔到達目標〕

- 両院制の意義、国会と議院のそれぞれの権能、国会議員の特権について、基本的な知識を身につけるとともに、解釈に関する主要な学説の基本的なポイントを理解する。

22. 内閣（1）

統治各論として、政治体制の分類や憲法65条「行政権」の意味などについて説明する。

〔到達目標〕

- 議院内閣制などの政治体制について、基本的な知識を身につけるとともに、憲法65条の「行政権」の意味、独立行政委員会の合憲性について、主要な学説の基本的なポイントを理解する。

23. 内閣（2）

統治各論として、内閣の組織や権限などについて説明する。

〔到達目標〕

- 内閣の組織と権能について、基本的な知識を身につける。
- 衆議院の解散権の所在と限界について、主要な学説の基本的なポイントを理解する。

24. 裁判所（1）

統治各論として、憲法76条1項の「司法権」の意味および限界について説明する。

〔到達目標〕

- 憲法76条1項の「司法権」の意味および限界について、判例および主要な学説の基本的なポイントを理解する。

25. 裁判所（２）

統治各論として、裁判所の組織と権能、および司法権の独立などについて説明する。

〔到達目標〕

- 裁判所の組織と権能について、基本的な知識を身につける。
- 司法権の独立の意義や内容について理解する。
- 傍聴の自由や裁判員制度（陪審制および参審制を含む）について、国民の司法参加あるいは表現の自由と関連づけながら、判例をふまえて説明することができる。

26. 憲法保障と違憲審査制

統治各論として、憲法保障、とりわけ違憲審査制について説明する。

〔到達目標〕

- 憲法保障の意義や類型、その具体的な制度について理解している。
- 違憲審査制の意義や類型を理解したうえで、制度の異同や特質を踏まえて、日本国憲法の定める違憲審査制を説明できる。
- 日本国憲法の定める違憲審査制の対象、判断や判決の方法、判決の効力について、具体的事例や判例を挙げつつ説明することができる。
- 日本国憲法の定める憲法改正について理解する。

27. 地方自治，財政，国法の諸形式

統治各論として、地方自治（第8章），財政（第7章），国法の諸形式（特に条約）について説明する。

〔到達目標〕

- 地方自治の意義、憲法92条の「地方自治の本旨」の意味について、歴史的沿革を踏まえながら説明することができる。
- 憲法上の地方公共団体、地方公共団体の組織ないし機関について、判例を踏まえて説明することができる。
- 地方公共団体の事務、条例制定権の範囲や限界について、地方自治法や判例を踏まえて説明することができる。
- 財政民主主義や租税法律主義の意義や内容について、判例を踏まえて説明できる。
- 予算の法的性格、その増額ないし減額修正の可否、決算の意味について理解する。
- 憲法89条の意義や内容について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて考察できる。
- 条約の意味、成立手続などについて理解する。

28. 象徴天皇制と戦争放棄

憲法総論として、日本国憲法の特異性を示す、天皇制（第1章）と戦争放棄（第2章）について説明する。

〔到達目標〕

- 象徴天皇制につき、象徴の意味、国事行為、皇室の経済などについて説明できる。
- 憲法9条について、制定経緯、政府見解や主要な学説、および関連判例の基本的なポイントを理解する。

	29.期末試験
課題等に対するフィードバック方法 /Mediums for feedback to students	〔到達目標〕 ○判例および学説について基本的な理解をするとともに、近年の議論状況について把握するトをつけて返却する / comments made on returned papers ○比較的簡単な事案につき、判例・学説をふまえた分析・検討を行うことができる。
課題等に対するフィードバック方法 に係る追加情報 /Additional information concerning mediums for feedbacks	T K Cを利用する

授業の概要／Course description

科目基礎情報／Course information

開講元学部／Faculty	専門職学位課程法学研究科／GRADUATE SCHOOL OF LAW
開講元学科／Department	
登録コード／Registration Code	LWS20100
期間／Period	2023年度／Academic Year 春学期／SPRING
学期／Semester	春学期／SPRING
曜限／Period	金／Fri 3
教室／Classroom	金3 :2-210／2-210
科目名／Course title	憲法／CONSTITUTIONAL LAW
授業形態／Course Type	講義／Lecture
科目ナンバリング／Course Numbering	PBL703-10j00
レベル／Level	700
教員表示名	上田 健介
主担当教員名／Instructor	上田 健介／UEDA KENSUKE
単位数／Credits	2
更新日／Date of renewal	2023/02/22

講義概要情報／Course description

授業実施方法 ／Class format	対面授業／Face-to-face classes only
授業実施方法に係る追加情報 ／Additional information concerning the class format	対面授業を行う。ハイフレックス授業を行う必要が生じた場合には、オンライン受講者のためのZoomID、パスコードを、授業前日までにTKCに掲示する。
キーワード ／Keywords	公法 憲法 人権 統治機構
アクティブ・ラーニングの実施 ／Active Learning	あり／Yes
授業の概要 ／Course description	法学既修者を対象に、憲法、とりわけ判例の基本的な理解を深め、憲法上の問題を含む事案に実践的に対応する能力を養うことを目的とする授業である。
ディプロマ・ポリシー（DP）との関連（対応するポリシーは、科目開講元のポリシーである。借入れ科目の場合は、カリキュラムマップを参照のこと） ／Correspondence to	DP1,DP3

Diploma Policy of the offering Faculty and Department (Students who belong to other faculties and departments, check Curriculum Map of your faculty and department)	
到達目標 (授業の目標) /Course objectives	憲法の判例・学説に関する基本的な理解を前提に、憲法の事案について、事実を憲法の観点からの的確に分析して、憲法上の問題を発見し、憲法上の争点を明確化して、当事者の主張、自身の見解について論じられるようにする。
授業時間外 (予習・復習等) の学習 /Expected work outside of class	あらかじめレジюмеで示した質問事項について、テキストおよび参考文献などを読んで予習する。復習では、授業内容を踏まえて、判例・学説に関する理解を深める。また、コア・カリキュラムとの関係で指示されたものは自習することが求められる。
授業1回あたりの授業時間外 (予習・復習等) の学習時間 /Length of time for work expected outside per class	200分
他学部・他研究科受講可否 /Other departments' students	不可/No ※要覧記載の履修対象とする年次を確認すること。 Please make sure to confirm the student year listed in the bulletin.
評価基準・割合 /Evaluation	授業参加/Class participation (10.0%) (定期試験期間中) 定期試験/Final exam (during exam period) (70.0%) 小テスト等/Quizzes.etc. (20.0%) その他/Others(in detail) : 法科大学院の成績評価基本原則による。平常点評価30%の内訳は、上記の通り授業参加10%と原則として月1回(合計3回)実施する小テストの結果20%による。
テキスト (教科書) /Textbook	自由記述/Free Text : 授業中に学説について触れる際には、下記のテキストを用いて説明を行うが、各自がそれぞれの基本書を手元に置いて用いる分には全く問題ない。
テキスト (教科書) 1/ Textbook1	著者名/Authors : 安西文雄 = 巻美矢紀 = 穴戸常寿 書名/Title : 『憲法学読本〔第3版〕』 出版社・出版年/Publisher.Year : 有斐閣・2018年
テキスト (教科書) 2/ Textbook2	著者名/Authors : 木下昌彦編集代表 書名/Title : 『精読憲法判例〔人権編〕』 出版社・出版年/Publisher.Year : 弘文堂・2018年
テキスト (教科書) 3/ Textbook3	著者名/Authors : 木下昌彦編集代表 書名/Title : 『精読憲法判例〔統治編〕』 出版社・出版年/Publisher.Year : 弘文堂・2021年
参考書/Readings	自由記述/Free Text : 授業では主に『精読憲法判例』を用いるが、適宜、憲法判例百選の判例にも言及する。
参考書1/Readings1	著者名/Authors : 長谷部恭男 = 石川健治 = 穴戸常寿 書名/Title : 『憲法判例百選 I』

	出版社・出版年/Publisher.Year : 有斐閣・2019年
参考書2/Readings2	著者名/Authors : 長谷部恭男 = 石川健治 = 穴戸常寿 書名/Title : 『憲法判例百選Ⅱ』 出版社・出版年/Publisher.Year : 有斐閣・2019年

講義スケジュール/Schedule

授業計画/Class schedule	<p>1.表現の自由①</p> <p>よど号ハイジャック記事抹消事件、猿払事件、堀越事件を中心に、表現の自由に対する制限を題材としながら、憲法判断の基本枠組みをめぐる問題について検討する。</p> <p>〔到達目標〕</p> <p>憲法判断の基本枠組みについて、判例と学説の考え方を理解し、それを自分でも使えるようになる。また特別な法律関係における人権制限のあり方についても、判例を通じて十分理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。</p> <p>○表現の自由の直接的制約と間接的・付随的制約を区別する見解について、両者をどのように具体的に区別するか及びそれぞれが表現の自由にどのような不利益をもたらすかなどに留意しつつ、説明することができる。</p> <p>○伝統的な特別権力関係の理論を理解したうえで、日本国憲法下においても、特別な法律関係では基本的人権に特別な制約が認められているのか否かについて、問題となる法律関係の特質に留意して、説明することができる。</p> <p>○公務員の人権が特別の制約に服するか否かについて、政治的行為の自由や労働基本権が制約される場合などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。</p> <p>○受刑者及び未決拘禁者の人権が、刑事収容施設において、特別の制約に服するか否かについて、喫煙の自由や図書閲読の自由が制約される場合などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することが出来る。</p> <p>○基本的人権は無制約ではないということの意味を、絶対無制約とされる特定の基本的人権の存在に留意して、説明することができる。</p> <p>○基本的人権を制約するには法律の根拠が必要であることを理解している。</p> <p>○「公共の福祉」規定の法的性格について、判例を踏まえて、説明することができる。</p> <p>○最小限度の性道徳の維持や本人の客観的利益の保護など、基本的人権の制約事由として考えられる具体例を挙げ、それが憲法上正当な制約事由といえるか否かについて、説明することができる。</p> <p>○いわゆる「二重の基準論」について、判例を踏まえて、説明することができる。</p> <p>2.表現の自由②</p> <p>札幌税関検査事件、「北方ジャーナル」事件、戸別訪問禁止事件①②、防衛庁立川宿舎ビラ投函事件を中心に、検閲と事前抑制、また内容規制と内容中立規制をめぐる問題を検討する。</p> <p>〔到達目標〕</p> <p>検閲と事前抑制、内容規制と内容中立規制について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。</p>
---------------------	---

○憲法21条2項の定める「検閲」の概念及び検閲又は表現の事前抑制が禁止される根拠を説明することおができる。また、どのような場合に憲法が禁止する検閲又は表現の事前抑制に該当するか否かについて、税関検査、裁判所による名誉及びプライバシーを侵害する表現の差止め及び教科書検定などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○表現の内容に着目した規制と表現内容に中立的な規制を区別する見解について、両者をどのように具体的に区別するか、それぞれが表現の自由によどのような不利益をもたらすか及び両者の合憲性をそれぞれどのように審査すべきかなどに留意しつつ、説明することができる。

3.表現の自由③

よど号ハイジャック記事抹消事件、博多駅事件、レペタ事件を中心に、表現の自由の保護範囲をめぐる問題を検討する。

〔到達目標〕

「知る権利」、報道の自由や取材の自由、芸術助成など、表現の自由の保護範囲をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○「知る権利」について、情報の受領を公権力によって妨げられる場合、公権力に対して情報の開示を求める場合及びマスメディアに対して反論文の掲載などを求める場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、説明することができる。

○報道の自由及び取材の自由の意義、内容及び保障の根拠について理解した上で、報道機関に取材源の開示や取材資料の提出が求められた場合や、記者に国家公務員法上の秘密漏えい罪の責任が問われた場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○公権力が芸術活動のための助成を拒否することが憲法上許されないのはどのような場合かについて、芸術活動の制限の事例と比較しつつ、考察することができる。

4.集会の自由

新潟県公安条例事件、泉佐野市民会館事件、徳島市公安条例事件、広島市暴走族追放条例事件を中心に、集会の自由をめぐる問題を検討する。

〔到達目標〕

集会の自由をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○表現の自由を規制する法令の規定のあり方について、漠然不明確性と過度の広汎性の区別を説明することができるとともに、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○集会の自由を保障する意義及び「集会」の意味について説明することができる。

○道路、公園又は公会堂などの一定の公共施設における集会、集団行進その他の表現活動の保障に関する「パブリック・フォーラム」論について説明することができる。

○集会の自由の保障の制約について、道路交通の安全を確保する場合、公共の秩序を維持する場合及び公共施設の管理の必要がある場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。また、これに関連して、届出制や許可制などの規制態様に関する問題及び「敵意ある聴衆の法理」について、説明することができる。

5. 信教の自由と政教分離

神戸高専事件、オウム真理教解散命令事件、津地鎮祭事件、愛媛玉串料事件、空知太神社事件を中心に、信教の自由と政教分離をめぐる問題を検討する。

☆小テストを実施する

〔到達目標〕

信教の自由と政教分離をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○信教の自由が人権思想の展開において果たした歴史的意義を理解している。
○信教の自由における「宗教」の意味について、政教分離の場合と対比して、説明することができる。

○信教の自由の保障の内容について、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由などを挙げて、説明することができる。

○宗教的人格権の主張について、判例を踏まえて、説明することができる。

○信教の自由の制約について、宗教上の行為により他者加害をもたらす場合、宗教上の施設又は活動に国などが課税する場合及び信仰に基づく体育実技の履修の免除など、法が一般的に課す義務の免除を宗教上の理由に基づいて求める場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○国教制度、公認宗教制度及び政教分離制度など、政治と宗教の関係に関わる制度つ

いて理解している。

○政教分離の意義について、信教の自由と関連付けて説明することができる。

○政教分離規定の法的性格について説明することができる。

○政教分離の内容について、宗教団体に対する特権の付与の禁止、宗教団体による政

治上の権力の行使の禁止及び国の宗教的活動の禁止及び宗教上の組織若しくは団

体に対する公金支出の禁止などを挙げて、説明することができる。また、政教分離

にいう「宗教団体」又は「宗教上の組織若しくは団体」の意味について、具体的事

例を挙げ、判例を踏まえて、説明することができる。

○政教分離に違反するか否かを判断するために判例が用いる目的効果基準について、その意義、根拠及び問題点を説明することができる

○どのような行為が政教分離規定に違反するかについて、国などが宗教的行事を行う

場合、国などが宗教団体若しくは宗教的活動に公金の支出などを行う場合、公務員

が宗教的行事に参加する場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえ、目的効果基

準に照らして考察することができる。

6. 営業の自由と財産権

小売市場事件、薬事法事件、森林法事件、証券取引法164条1項事件を中心に、営業の自由と財産権をめぐる問題を検討する。

〔到達目標〕

営業の自由と財産権をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○職業選択の自由を保障する意義について、人格的側面及び経済的側面から説明することができる。

○職業選択の自由の内容について、職業を選択する自由及び職業を遂行する自由を挙げ、説明することができる。また、営業の自由の法的性質について理解している。

○○職業選択の自由など経済活動の自由については、精神的自由などの場合と異なって、国などによる規制が広く認められる理由について、判例を踏まえて説明することができる。

○職業選択の自由に対する規制の態様として、届出制、許可制、資格制、特許制及び
国家独占などについて理解している。

○職業選択の自由の制約目的として、どのようなものがあるかについて、消極目的（警察目的）及び積極目的（社会・経済政策目的）などの区別に留意して、説明することができる。

○職業選択の自由の制約について、営業許可の要件として距離制限などを定める場合、
租税収入を確保するため開業について許可制をとる場合及び規制一定の品目の輸
入を専ら特定の団体に行わせ、その売渡方法及び価格などの規制を行う場合など、
具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○財産権の意義について、財産権の社会的性格が強調されるに至った歴史的経緯を踏
まえて、説明することができる。

○憲法29条1項の財産権の保障の意味について、私有財産制度に関する側面と個人が
有する財産に関する側面に留意して、判例を踏まえて、説明することができる。

○条例による財産権の制約の可否及びその範囲について説明することができる。

○財産権に対する制約について、共有物の分割請求権を制限する場合及び金融
商取引
におけるインサイダー情報の不当な利用の防止に係る規制を課す場合など、具
体的
事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

7.幸福追求権とプライバシー権

京都府学連事件、前科照会事件、住基ネット訴訟を中心に、幸福追求権とプライバシー権をめぐる問題を検討する。

〔到達目標〕

幸福追求権とプライバシー権をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○憲法13条前段の定める個人の尊重及び憲法24条2項の定める個人の尊厳の意義を、
その思想的系譜と人権体系上の位置付けを踏まえて理解した上で、その法的性格に
ついて説明することができる。

○憲法13条後段の定める「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の権利とし

ての性格について、判例を踏まえて、説明することができる。

○「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」の保障の範囲について、その保障

の包括性や補充性をめぐる議論に留意して、説明することができる。

○「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」を母体とし、そこに根拠付けられ

る特定の具体的な権利について、次に掲げる点に留意して、判例を踏まえて、考察

することができる。

・プライバシーに対する権利の内容と法的効果について、他の憲法条文による根拠付

けが可能な場合に留意しつつ、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察すること

ができる。

・自己決定に対する権利の内容と法的効果について、他の憲法条文による根拠付けが

可能な場合に留意しつつ、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することがで

きる。

8.法の下の平等

尊属殺事件、国籍法事件、再婚禁止期間事件、夫婦同氏事件を中心に、法の下
の平等をめぐる問題を検討する。

〔到達目標〕

法の下の平等をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、
具体的事案に即して考察することができるようにする。

○平等の観念の歴史的及び現代的意義について、自由の観念と対比して理解している。

○形式的平等と実質的平等の異同について理解している。

○絶対的平等と相対的平等の異同について理解している。

○法適用の平等と法内容の平等の異同について理解している。

○○日本国憲法が、平等に関する基本原則として法の下の平等を定めた（14条1項）上

で、さらに、貴族制度の廃止（14条2項）、栄典に伴う特権の禁止（14条3項）、

普通選挙の原則（15条3項）、両議院の議員及び選挙人の資格の平等（44条但書）、

夫婦の権利の同等及び両性の本質的平等（24条1項、2項）及び教育の機会均等（2

6条1項）などを個別の条文で定めていることを理解している。

○憲法14条1項は、事柄の性質に即応した合理的な根拠に基づくものでない限り、差

別的な取扱いを禁止する趣旨であるとする判例の見解について説明することができる。

○憲法14条1項後段に掲げられた「人種、信条、性別、社会的身分又は門地」という

事由には、法的に特別な意味があるのか、あるいは単なる例示に過ぎないのか

事由には、法的に特別な意味があるのか、あるいは単なる例示に過ぎないのか

につ

いて、判例を踏まえて、説明することができる。

○どのような区別が合理的な根拠に基づくものではなく、法の下での平等に反するか

について、尊属に対する犯罪を特に重く処罰する規定、非嫡出子の法定相続分を嫡出

子の2分の1とする規定及び日本国民の父と外国籍の母との間に出生し、その後、

父から認知された子に対して、帰化と準正の場合を除き日本国籍の取得を認めない

規定など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

9.中間試験・積極的権利

堀木事件、老齢加算廃止事件、郵便法事件を中心に、積極的権利をめぐる問題を検討する。

☆小テストを実施する

〔到達目標〕

生存家をはじめとする積極的権利をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○社会国家思想の発展及び日本国憲法における社会権保障の意義を理解している。

○自由権と社会権の内容及び性格について、その異同を説明できるとともに、自由権

と社会権の区別の相対性について説明することができる。

○憲法25条の内容について、公的扶助、社会福祉、社会保険及び公衆衛生などの施策

と関連付けて、理解している。

○生存権の法的性格に関する学説及び判例の内容について説明することができる。

○生存権の実現について、立法及び行政の裁量が広く認められるという立場について

理解するとともに、次に掲げる点に留意しつつ、裁量統制のあり方を考察すること

ができる。

・憲法25条の1項と2項の間で、立法裁量の範囲は異なるか。

・社会保障立法が平等原則に違反するか否かが問題となる場合、どのような違憲審

査をすべきか。

○特定の課税制度が「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するか及び社会保障に

ついて既存の給付水準の引き下げは憲法25条に違反するかについて、具体的な事例

を挙げて考察することができる。

○国家賠償請求権の歴史的意義について理解している。

○国家賠償法の基本的仕組みについて説明することができる。

○法律による国家賠償責任の免除・制限がどのような場合にどの程度許されるかにつ

いて、具体的事例を挙げて、判例を踏まえて、考察することができる。

10.人権享有主体・個人と団体

マクリーン事件、岐阜県青少年保護育成条例事件、八幡製鉄事件、国労広島地本事件、南九州税理士会事件を中心に、人権享有主体（未成年者の人権保障の問題を含む）、団体と個人の思想・良心の自由との関係について、検討する。

〔到達目標〕

人権享有主体（未成年者の人権保障の問題を含む）、団体と個人の思想・良心の自由との関係をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○国籍は、国家の構成員としての資格であるとともに、国家において基本的人権の保

障、公的資格の付与、公的給付などを受ける上で意味を持つ重要な法的地位である

こと及び国籍の得喪に関する要件が法律によって定められるべきことを理解して

いる。

○基本的人権の享有主体性という問題の意味を理解している。

○未成年者の基本的人権が、成人の場合とは異なる特別の制約に服するの否かにつ

いて、説明することができる。

○法人・団体の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立場を理解した上で、

肯定説に立った場合に保障される人権の範囲及び制限される人権の程度について、

具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○外国人の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立場を理解した上で、肯定

説に立った場合に保障される人権の範囲及び制限される人権の程度について、具体

的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○外国人の入国及び再入国の自由の有無について、判例を踏まえて、説明することが

できる。

○「定住外国人、難民及びその他の外国人」などの外国人の類型により、基本的人権

の保障の有無や程度が異なる可能性があることを理解している。

○団体とその構成員の間の紛争において人権侵害の主張がなされた場合に、法的解決

のためには、どのような論理構成をとるべきかについて、具体的事例を挙げ、判例

を踏まえて、考察することができる。

11.司法権の範囲と限界

警察予備隊事件、板まんだら事件、山北村議会出席停止事件、富山大学事件、岩沼市議会出席停止事件を中心に、司法権の範囲と限界をめぐり問題を検討する。

〔到達目標〕

司法権の範囲と限界をめぐり問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○憲法76条1項の定める「司法権」の意味について、具体的事件・争訟及び「法律上の争訟」の概念と関連付けて、説明することができる。

○「法律上の争訟」の意味について、判例を踏まえて、説明することができる。また、ある争いが法律上の争訟に当たるか否かについて、法令の解釈又は効力に関する抽象的な争い、技術上又は学術上の事項に関する争い、及び宗教上の教義に関する争いなど、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

○法律上の争訟に当たるが、裁判所による司法審査の対象とならない争いとして、憲法が明文で定める場合及び国際法が定める場合を説明することができる。また、それ以外の場合にも、そのような争いが認められるか否かについて、次に掲げる場合など具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

- ・政党、大学及び宗教法人などの団体内部の事項に関する争い

12.憲法訴訟①違憲審査と訴訟方法

在宅投票制度廃止事件、在外日本人選挙権事件を中心に、違憲審査と訴訟方法、とくに国家賠償請求をめぐる問題を検討する。

〔到達目標〕

違憲審査と訴訟方法、とくに国家賠償請求をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○国会議員の立法行為（立法不作為を含む。）が、どのような場合に、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるかについて、在外国民の選挙権の行使を制限した場合及び在宅投票制度を廃止した場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

13.憲法訴訟②違憲審査と救済方法

衆議院議員定数訴訟昭和51年判決、非嫡出子法定相続分事件、国籍法事件を中心に、違憲審査と救済方法をめぐる問題を検討する。

☆小テストを実施する

〔到達目標〕

違憲審査と救済方法をめぐる問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○立法不作為が憲法に違反するか否かを判断する際に、違憲状態を是正するための合理的期間が経過しているか否かを考慮する必要があるかについて、投票価値の平等に関する場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

る。

○裁判において憲法上の争点を提起する適格、文面審査や適用審査などの違憲審査の

方法、法令の全部又は一部違憲、適用違憲などの違憲判断の方法及び最高裁判所に

よる違憲判断の効力について、相互に関連付けて、説明をすることができることも

に、具体的事例においてどのような方法を用いて違憲審査を行うことが適切かにつ

いて、実効的な権利救済の必要性を踏まえて、考察することができる。

○違憲判断に遡及的効力が認められるか否か、また、それはどのような場合にどの範

囲で認められるかについて説明することができる。

○違憲判断に将来効のみを認めることができるか否か、また、それはどのような場合に

にどの範囲で認められるかについて、事情判決の法理と関連付けて、理解している。

○判例及び傍論の意味を理解した上で、憲法判例について、どのような拘束力が認め

られるか、またどのような場合にその変更を行うことが許されるかを説明すること

ができる。

14.国会と地方自治

医薬品ネット販売事件、徳島市公安条例事件、奈良県ため池条例事件、旭川市国民健康保険料事件を中心に、立法の委任や法律と条例の関係をめぐり問題を検討する。

〔到達目標〕

立法の委任や法律と条例の関係をめぐり問題について、判例と学説の考え方を理解し、自ら説明し、具体的事案に即して考察することができるようにする。

○委任立法の意義及び問題点について理解しているとともに、法律による授権の限界

及び委任された命令の制定の限界について、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、

考察することができる。

○租税法律主義の意義について理解しているとともに、課税要件の法定の要請、課税

要件及び賦課・徴収手続の明確性の要請について、判例を踏まえて、説明すること

ができる。

○憲法84条にいう「租税」の意味について理解した上で、使用料、手数料及び社会保

険料との異同について説明できるとともに、国が国権に基づいて収納する課徴金な

どについて法律又は国会の議決に基づいて定めなければならないとする財政法3

条と、憲法83条及び84条の関係について説明することができる。

	<p>○憲法94条に定める「条例」の意味及び条例制定権の意義について理解している。</p> <p>○地方公共団体の中で条例の内容が異なることが平等原則に違反するかについて、判例を踏まえて、説明することができる。</p> <p>○憲法の文言上「法律」に留保されている事項を条例により定めることができるかに</p>
<p>課題等に対するフィードバック方法 /Mediums for feedback to students</p>	<p>ついて、条例による財産権の制限、刑罰及び課税などの具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、説明することができる。</p> <p>Yola/Moodleで行う / Loyola / Moodle</p> <p>踏まえて、説明することができる。</p> <p>提各例が法律の範囲内かを返却する / comments made on returned papers</p>

か否かについて、具体的事例を挙げて、判例を踏まえて、考察することができる。

(2) 標準配当表
【2022年度以降入学】

64 単 位		2年次		3年次	
			単位		単位
必 修 (33 単 位)	法律基本科目 27 単位	憲法	2	法学実務演習Ⅲ* 法学実務演習Ⅳ*	1 1 計 2
		行政法基礎	2		
		行政法*	2		
		民法 A	2		
		民法 B	2		
民法 C	2				
商法 A*	2				
商法 B*	1				
民事訴訟法 A*	2				
民事訴訟法 B*	1				
刑法	2				
刑事訴訟法 A*	2				
刑事訴訟法 B*	1				
法学実務演習Ⅰ*	1				
法学実務演習Ⅱ*	1				
	計 25				
	法律実務基礎科目 6 単位	法曹倫理 訴訟実務基礎(民事) 訴訟実務基礎(刑事)*	2 2 2		
選 択 必 修 (26 単 位)	総合科目 4 単位			公法総合Ⅰ*または同Ⅱから1単位 民事法総合Ⅰ*または同Ⅱから2単位 刑事法総合Ⅰ*または同Ⅱから1単位 計 4 単位	
	法律実務基礎科目 6 単位			I 群(模擬裁判(民事)または同(刑事)) から2単位、及び、I 群のうち選択しな かった科目およびⅡ群から4単位。	
	基礎法学・隣接科目 4 単位				
	展開・先端科目 12 単位	甲群・乙群・丙群の各群から1単位以上			
選 択 (5 単 位)					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択科目から5単位。 ・ 選択必修科目で必要とされる単位数(法律実務基礎科目6単位、基礎法学・隣接科目4単位、展開・先端科目12単位)を超えて修得した単位は、選択科目として修了に必要な単位(5単位)に算入される。 ・ 総合科目・法律基本科目の選択科目について修得した単位は、選択科目として必要とされる単位数のうち2単位を上限として修了に必要な単位(5単位)に算入することができる。 ・ 他大学法務研究科(早稲田, 日本)との単位互換により、履修する授業科目の単位数は、選択科目(5単位)に算入される。 				

* 「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」は2年次または3年次に履修することができる。ただし、①総合科目の前提科目につき、注意すること (P. 38 参照)、また、②法曹コース生等および他の在学中の司法試験受験を目指す者は在学中受験の単位修得要件を満たす必要があるとともに、司法試験に必要な識学を得るために、2年次に「行政法」「商法 A・B」「民事訴訟法 A・B」「刑事訴訟法 A・B」を含む法律基本科目(応用科目)を全て履修することが望ましい。

* 「公法総合Ⅰ」「民事法総合Ⅰ」「刑事法総合Ⅰ」は履修要件に注意すること。

* 「訴訟実務基礎(刑事)」は2年次または3年次に履修することができる。ただし、法曹コース生等および他の在学中の司法試験受験を目指す者は2年次に履修することが望ましい。

* 「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」については、特別選抜枠及び法科大学院がこれに準ずると認める者を対象とした A クラスと、それ以外の入学者の B クラスに分ける。

* 「法学実務演習Ⅲ・Ⅳ」については、習熟度に応じ、A・B のクラス分けを行う。

※法曹コース特別選抜枠および準ずる者とそれ以外の者で配当年次に違いはない。ただし上記の注意事項および司法試験の在学中受験に必要な履修科目等に留意すること。

※法曹コース生等の定義については P. 42 「6. 特別選抜枠入学者及びこれに準ずる者(法曹コース生等)」を、司法試験の在学中受験資格については P. 40 「4. 履修上の注意⑨司法試験の在学中受験に必要な履修科目等」を参照。

2. 進級要件

【2022年度以降短縮（2年制）コース入学者/特別選抜枠（法曹コース出身者）及び準ずる者】

コース	進級要件	注意事項（GPA 計算方法）
短縮（2年制） コース	〔単位要件〕 「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」「行政法基礎」を含む24単位を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。	・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。 (例えば、1年次にGPA3.0の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.8を上回っていても、2年次におけるGPAが1.8未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。) *進級できなかった場合の履修については、P.42「5. 留年(原級留置)の場合の科目履修」を参照。

※法曹コース特別選抜枠および準ずる者とそれ以外の者の進級要件は同じである。

【2021年度以降標準（3年制）コース入学者】

コース	進級要件	注意事項（GPA 計算方法）
標準（3年制） コース	〔単位要件〕 1年次は「憲法基礎」「民法基礎Ⅰ～Ⅳ」「刑法基礎」「刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ」を含む当該年次の必修科目26単位を修得していること。 2年次は「憲法」「民法A～C」「刑法」「法学実務演習Ⅰ・Ⅱ」「法曹倫理」を含む24単位及び「行政法基礎」を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 1年次から2年次への進級時：進級試験（共通到達度確認試験）において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。 2年次から3年次への進級時：法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。	・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。 (例えば、1年次にGPA3.0の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.8を上回っていても、2年次におけるGPAが1.8未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。) *進級できなかった場合の履修については、P.42「5. 留年(原級留置)の場合の科目履修」を参照。

【2019～2020年度入学者及び2021年度短縮（2年制）コース入学者】

コース	進級要件	注意事項（GPA 計算方法）
標準（3年制） コース	〔単位要件〕 1年次は当該年次の必修科目24単位、2年次は当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 1年次から2年次への進級時：進級試験（共通到達度確認試験）において法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。2年次から3年次への進級時：法科大学院の実施する進級試験において、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。	・進級要件・修了要件として利用するGPAは、「各年次ごとのGPA」である。各学期のGPA、累積全科目のGPAとは異なる。 ・例えば、1年次にGPA3.0の成績を収め、1年次及び2年次の累積全科目GPAが1.8を上回っていても、2年次におけるGPAが1.8未満である場合には、進級要件を満たすことはできない。 *進級できなかった場合の履修については、P.42「5. 留年(原級留置)の場合の科目履修」を参照。
短縮（2年制） コース	〔単位要件〕 当該年次の必修科目20単位を含む24単位を修得していること。 〔GPA要件〕 各年次のGPAが1.8を下回らないこと。 〔確認試験要件〕 法科大学院の実施する進級試験（共通到達度確認試験・基礎論述力確認試験）を受験し、法科大学院教務委員会の定める一定の基準を充足すること。	

③必修科目の履修とその前提科目の単位修得

前提科目とは、特定の科目の履修にあたり、既に単位を修得していなければならない科目をいう。進級要件の必要単位数を修得して進級した場合でも、下表の左側に位置する必修科目については、右側の前提科目を修得していない限り、当該科目の履修は認められない。

【標準（3年制）コース】

(i) 2021年度以降入学者

*「行政法」「商法A・B」「民事訴訟法A・B」「刑事訴訟法A・B」「訴訟実務基礎（刑事）」は2年次または3年次で履修できる。

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法*	行政法基礎
	民法A～C	民法基礎Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ
	商法A・B*	商法基礎
	民事訴訟法A・B*	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法A・B*	刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱ
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ～Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上
訴訟実務基礎（刑事）*	刑法基礎、刑事訴訟法基礎Ⅰ・Ⅱの3科目並びに刑法、刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上	

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法総合Ⅰ	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	民事法総合Ⅰ	民法A～C、商法A・B、民事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	刑事法総合Ⅰ	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	公法総合Ⅱ	憲法
	民事法総合Ⅱ	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合Ⅱ	刑法

(ii) 2018年度～2020年度入学者

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法Ⅰ	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅳ
	民法Ⅱ	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ 民法基礎Ⅳ
	商法Ⅰ	商法基礎
	商法Ⅱ	商法基礎
	民事訴訟法Ⅰ	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法Ⅱ	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
刑事訴訟法	刑事訴訟法基礎	
訴訟実務基礎（民事）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ・民法基礎Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目のうち4科目以上	

配当年次	科目名	前提科目
3年次	公法（総合）	憲法基礎、行政法基礎の2科目、並びに憲法、行政法の2科目のうち1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎Ⅰ・民法基礎Ⅱ・民法基礎Ⅲ・民法基礎Ⅳ、商法基礎及び民事訴訟法基礎の6科目、並びに民法Ⅰ・民法Ⅱ、商法Ⅰ・商法Ⅱ、民事訴訟法Ⅰ・民事訴訟法Ⅱの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎、刑事訴訟法基礎の2科目、並びに刑法、刑事訴訟法の2科目のうち1科目以上

【短縮（2年制）コース】

(i) 2022年度以降入学者

配当年次	科目名	前提科目
2 年 次 ま た 3 年 次	行政法	行政法基礎
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法，刑事訴訟法Aの2科目のうち1科目以上
3 年 次	公法総合I	憲法、行政法 ただし、教務委員会が各学年で設定するGPA等の要件を満たすこと
	民法法総合I	民法A～C、商法A・B、民事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	刑事法総合I	刑法、刑事訴訟法A・B ただし、教務委員会が各年度で設定するGPA等の要件を満たすこと
	公法総合II	憲法
	民法法総合II	民法A・B、商法A、民事訴訟法A
	刑事法総合II	刑法

(ii) 2021年度以前入学者

配当年次	科目名	前提科目
2 年 次	行政法	行政法基礎
3 年 次	公法（総合）	憲法，行政法の2科目のうち1科目以上
	民法法（総合）	民法I・民法II，商法I・商法II，民事訴訟法I・民事訴訟法IIの6科目のうち3科目以上
	刑事法（総合）	刑法，刑事訴訟法，の2科目のうち1科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法，刑事訴訟法，の2科目のうち1科目以上

④カリキュラムの変更に伴う新旧科目の対応と履修単位の読み替え措置について

新旧科目の対応と履修単位の読み替えは、以下の表により、対応する科目は同一科目とみなす。

【2021年度以前入学者】2021年度以前開講の科目を未履修の者は変更後の科目の履修をもって読み替えるものとする。

開講年度	科目名		開講年度	科目名
2021年度以前 必修科目	法学実務基礎I（2単位）	→	2023年度必修	法学実務基礎B（2単位）
	法学実務基礎II（1単位）	→	2023年度必修	法学実務基礎A（1単位）
	民法I（4単位）	→	2023年度必修	民法A（2単位）
				民法B（2単位）
	民法II（4単位）	→	2023年度必修	民法C（2単位）
				2023年度選択
	商法I（2単位）	→	2023年度必修	商法A（2単位）
				2023年度必修
	商法II（2単位）	→	2023年度選択	商法演習（1単位）
				2023年度必修
	民事訴訟法I（2単位）	→	2023年度必修	民事訴訟法B（1単位）
	民事訴訟法II（2単位）	→	2023年度選択	民事訴訟法演習（1単位）
2023年度必修				刑事訴訟法A（2単位）
2023年度必修				刑事訴訟法B（1単位）
刑事訴訟法（4単位）	→	2023年度選択	刑事訴訟法演習（1単位）	

アドミッション・ポリシー

本課程は、次のような資質を持つ学生を求めています。

1. 「法務博士」取得後に、法律家として、社会に貢献する明確なビジョンと意欲のある学生
2. 「他者のために、他者とともに」(for Others, with Others) という本学の教育理念を理解し、キリスト教ヒューマンイズムを基礎に持った法律家として社会に貢献できる学生
3. 上智の校章、校歌にもある「Lux Veritatis (真理の光)」の理念、要請に応じられる、勢いにおもねらない、物事の本質を見極めることができる智を備えた真の法律家になる意思と素養を持った学生

アドミッション・ポリシーと選抜試験との関係

- ・ 1 の「法律家として、社会に貢献する明確なビジョンと意欲のある学生」については、志望動機に関するステートメント、および面接試験で審査する。
- ・ 2 の『「他者のために、他者とともに」(for Others with Others) という本学の教育理念』は、他者すなわち多様性の尊重、そしてグローバル化を要請する(上智大学 HP の教育理念 参照)
 - (1) 多様性の尊重については、「入学選抜者の基本方針」3 のとおり、書類審査や面接試験を通じ、他分野での専門的学習の成果や社会人経験を正当に評価し、他学部卒や社会人について、入学定員の 3 割を下回らないように選考している。また、任意に提出された各種資格の証明書類についても、正当に評価している。
 - (2) グローバル化については、「入学選抜者の基本方針」4 のとおり、外国語特別枠を設け、提出された証明書にもとづき、外国語能力を正当に評価している。
- ・ 2 の『「他者のために、他者とともに」(for Others with Others) という本学の教育理念を理解し、キリスト教ヒューマンイズムを基礎に持った法律家として社会に貢献できる学生』かどうかについては、志望動機に関するステートメント、および面接試験で審査する。
- ・ 3 の「上智の校章、校歌にもある「Lux Veritatis (真理の光)」の理念、要請に応じられる、勢いにおもねらない、物事の本質を見極めることができる智を備えた真の法律家になる意思と素養を持った学生」かどうかについては、出願書類として提出された大学の成績証明書を審査する他、次のとおり審査を行う。

- (1) 標準コース（未修者枠）では、一般論述試験、社会問題に関するステートメント、および面接試験での社会問題に関する質問を通じて、理解力・論理的思考力・分析力・表現力を問う。
- (2) 短縮コース（既修者枠）では、5科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）の法律論文試験を通じて、基本法律科目の基礎的知識の習得および法的思考力・分析力・表現力を審査し、社会問題に関するステートメントおよび面接試験を通じて、理解力・論理的思考力を問う。
- (3) 本学法科大学院との連携協定に基づく5年一貫型特別選抜では、連携協定で定められた厳格な基準および細則に依拠して作成された学部提出の報告書にもとづき、5科目の基本法律科目（憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法）に関する既修者と同等の基礎的知識の習得、および法的思考力・分析力・表現力を審査し、面接試験を通じて、理解力・論理的思考力を問う。
- (4) 開放型選抜および学部3年生特別選抜では、3科目（憲法・民法・刑法）の法律論文試験を通じて、基本法律科目の基礎的知識の習得、および法的思考力・分析力・表現力を審査し、社会問題に関するステートメントおよび面接試験での社会問題に関する質問を通じて、理解力・論理的思考力を問う。

2022年度 法科大学院生の奨学金利用実績

	奨学金名称	金額	受給人 数	受給率 ※
①	大学院新入生奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	0名	0%
②	修学奨励奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	2名	3.3%
③	篤志家奨学金（フランスコ・スアレス奨学金）	入学年次の授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	8名	32%
④	篤志家奨学金（その他）	それぞれ異なる（給付）	2名	3.3%
⑤	法科大学院在学学生特別奨学金	1年間の授業料の全額、半額相当額のいずれか	8名	22.2%
⑥	法科大学院法曹コース特別奨学金	修業年限内の授業料全額相当額	8名	100%
⑦-1	日本学生支援機構奨学金（無利子）	条件により異なる（貸与）	9名	14.8%
⑦-2	日本学生支援機構奨学金（有利子）	選択式（貸与）	6名	9.8%
⑧	地方公共団体・民間団体・企業からの奨学金	それぞれ異なる（給付・貸与）	1名	1.6%

※法科大学院生 61名（2022年5月1日時点）に対する受給率。①・③は2022年度新入生（25名）に対する受給率。⑤は2022年度新入生を除く36名に対する受給率。⑥は2022年度新入生のうち法曹コース修了生（8名）に対する受給率。

※⑦-1・⑦-2・⑧併用の場合あり（重複を避けずにカウント）

2023年度 法科大学院生の奨学金利用実績

	奨学金名称	金額	受給人 数	受給率 ※
①	大学院新入生奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	0名	0%
②	修学奨励奨学金	授業料の全額、半額、1/3相当額のいずれか	3名	4.2%
③	篤志家奨学金（フランスコ・スアレス奨学金）	入学年次の授業料の全額、半額、相当額のいずれか	9名	31%
④	篤志家奨学金（その他）	それぞれ異なる（給付）	4名	5.6%
⑤	法科大学院在学学生特別奨学金	1年間の授業料の全額、半額相当額のいずれか	10名	23.8%
⑥	法科大学院法曹コース特別奨学金	修業年限内の授業料全額相当額	15名	100%
⑦-1	日本学生支援機構奨学金（無利子）	条件により異なる（貸与）	16名	22.5%
⑦-2	日本学生支援機構奨学金（有利子）	選択式（貸与）	10名	14%
⑧	地方公共団体・民間団体・企業からの奨学金	それぞれ異なる（給付・貸与）	2名	2.8%

※法科大学院生 71名（2023年5月1日時点）に対する受給率。③は2023年度新入生（29名）に対する受給率。⑤は2023年度新入生を除く42名に対する受給率。⑥は2022年度および2023年度新入生のうち法曹コース修了生（7名+8名）に対する受給率。

※⑦-1・⑦-2・⑧併用の場合あり（重複を避けずにカウント）

2023年度 上智大学院 法曹養成専攻学費

区分	費目		2023年度入学者	2022年度入学者	2021年度入学者	2020年度以前入学者	備考
			(1年次生)	(2年次生)	(3年次生)	(在学継続者)	
法曹養成専攻（法科大学院） 標準(3年制)コース	入学金	入学時	270,000	0	0	0	
	在籍料	各学期	30,000	30,000	30,000	30,000	
	授業料	各学期	444,500	444,500	444,500	444,500	注1
	教育充実費	各学期	110,000	110,000	110,000	110,000	
	学生教育研究災害傷害保険料	入学時	7,020	0	0	2,440	注2
	同窓会費	最終年次	0	0	40,000	0	注3
	春学期	-	861,520	584,500	624,500	586,940	
	秋学期	-	584,500	584,500	584,500	584,500	
1年分	-	1,446,020	1,169,000	1,209,000	1,171,440		

(単位：円)

区分	費目		2023年度入学者	2022年度入学者	2021年度以前入学者	備考
			(1年次生)	(2年次生)	(在学継続者)	
法曹養成専攻（法科大学院） 短縮(2年制)コース	入学金	入学時	270,000	0	0	
	在籍料	各学期	30,000	30,000	30,000	
	授業料	各学期	444,500	444,500	444,500	注1
	教育充実費	各学期	110,000	110,000	110,000	
	学生教育研究災害傷害保険料	入学時	4,680	0	2,440	注2
	同窓会費	最終年次	0	40,000	0	注3
	春学期	-	859,180	624,500	586,940	
	秋学期	-	584,500	584,500	584,500	
1年分	-	1,443,680	1,209,000	1,171,440		

(注1) 翌年次以降の授業料及び実験実習研究費については、毎年、物価上昇率を踏まえて改定する。

(注2) 1年次入学者の学生教育研究災害傷害保険の保険期間は、博士前期課程・修士課程および法曹養成専攻短縮コース・5年一貫型コースは2年間、博士後期課程および法曹養成専攻標準コースは3年間である。

この保険は、教育研究活動中に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合の補償救済措置として適用され、本学学生は入学時に全員加入する。また、当初納入した金額に対応する保険期間を過ぎて在学する場合、1年毎に保険料2,440円を納付する。

(注3) 同窓会費（ソフィア会終身会費 40,000円）は、最終年次での納入とする。但し、2016年度以前に本学または聖母大学を卒業（修了）した者は入学時に一括納入しているため、不要である。また、2022年9月以前に本学または聖母大学を卒業（修了）した者および2023年3月に本学を卒業（修了）する者は不要である。

休学減額／残余12単位減額適用後の学費納入金額

	標準（3年制）コース			短縮（2年制）コース			
	入学年度			入学年度			
	2023年度（注1）	2022-2021年度	2020年度以前（注3）	2023年度（注1）	2022年度	2021年度以前（注3）	
1クォーター休学	307,250	307,250	307,250	307,250	307,250	307,250	休学する学期
1学期休学	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	休学する学期
残余12単位減額	-	-	307,250	-	-	307,250	各学期

(注1) 春学期については、入学金および保険料を加えた金額

(注3) 春学期については、保険料を加えた金額

休学減額／残余12単位減額 計算基礎

	1クォーター休学 (各学期)	1学期休学 (各学期)	残余12単位減額 (各学期)
入学金	全額	全額	—
在籍料	30,000	30,000	30,000
授業料	1/2	—	1/2
教育充実費	1/2	—	1/2
学生教育研究災害傷害保険料	全額	全額	全額